

北区男女共同参画行動計画
第5次アゼリアプラン

事業実績報告書

【平成29年度】

平成30年12月
東京都北区教育委員会

目次

第1章

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の進捗評価	3
4. 計画がめざす目標	3
5. 計画の体系	4
6. 平成29年度における重点取組	6
7. 評価の進め方	7

第2章

1. 取組・課題の各段階における進捗状況	12
2. 課題ごとの数値目標一覧	23
3. 事業実績一覧	24
4. 男女共同参画配慮度チェック	36

第3章

1. 平成29年度北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況	46
--------------------------------------	----

■参考資料

• 平成29年度北区男女共同参画審議会による進捗評価	48
• 平成30年度における重点取組	50
• 東京都北区男女共同参画条例	51

第 1 章

1. 第5次北区男女共同参画行動計画の概要
2. 計画の性格
3. 計画の進捗評価
4. 計画がめざす目標
5. 計画の体系
6. 平成29年度における重点取組
7. 評価の進め方

1. 第5次北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）の概要

北区では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、北区男女共同参画行動計画（アゼリアプラン）を策定してきました。

そして、平成18年6月に「北区男女共同参画条例」を制定し、7つの基本理念を掲げ、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けての基盤整備を行いました。また、平成26年度に第5次アゼリアプラン（平成27年度～平成31年度）を策定しました。

このアゼリアプランの実効性を高めるために計画の評価システムを導入し、現在、その推進に取り組んでいるところです。

（7つの基本理念）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

2. 計画の性格

- (1) この計画は、平成27年度から平成31年度までに取り組む「北区男女共同参画行動計画」(第5次アゼリアプラン)です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し、策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけられます。

3. 計画の進捗評価

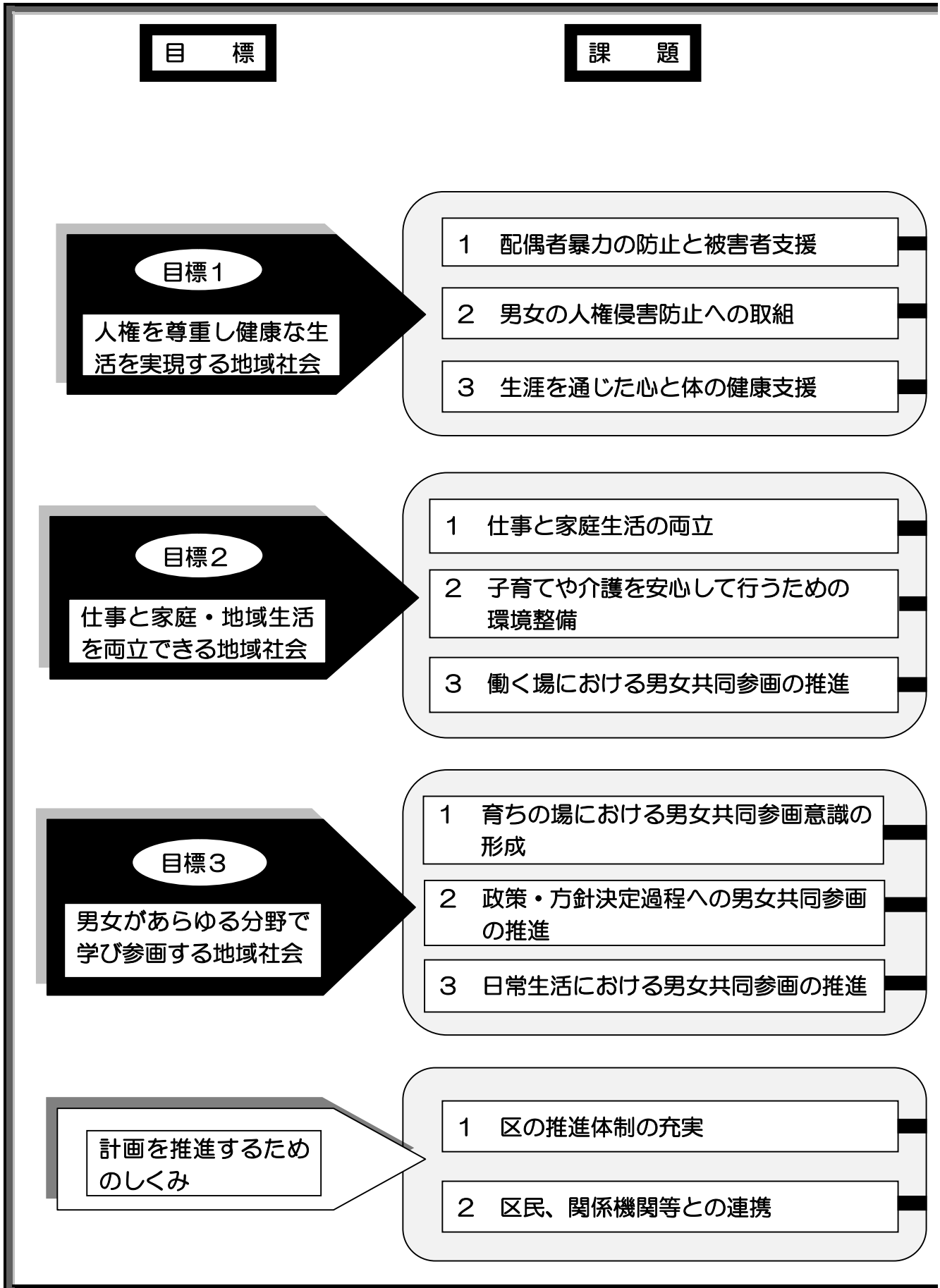
この計画は、毎年、男女いきいき推進課が計画の進捗状況を確認し、「北区男女共同参画審議会」において、進捗状況の評価を行います。

4. 計画がめざす目標

計画では、条例の基本理念に基づき、地域社会の姿の目標として3つの目標を掲げ、その実現をめざします。

- (1) 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会
- (2) 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
男女がともにライフステージに応じて働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活をバランス良く両立できる地域社会
- (3) 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会

5. 計画の体系



施策の方向

- 配偶者暴力の未然防止 ■配偶者暴力の早期発見の推進
- 相談体制の充実 ■被害者支援の充実

- 虐待防止への取組 ■人権意識の向上

- 妊娠・出産期に関わる支援 ■健康づくりへの支援
- 互いの性を尊重した健康づくりの推進

- 企業等への働きかけと支援 ■男女がともに担う家庭生活
- ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

- 子育て支援の充実 ■多様な保育サービスの提供
- 介護をサポートするしくみづくり

- 女性の就労・起業支援 ■女性の活躍促進の働きかけ
- セクハラ・パワハラ等の防止

- 学校等における男女共同参画意識の形成 ■家庭における男女共同参画意識の形成
- 地域における男女共同参画意識の形成

- 政策・方針決定の場への参画促進
- 管理・監督者への登用と職域の拡大

- 男女がともに自立し生活するための支援
- 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

- 職員の意識啓発 ■計画の進捗管理 ■拠点施設の機能強化

- 区民・関係機関等との連携

6. 平成29年度における重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	配偶者暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力の防止に関する啓発	配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を講座、情報誌等により、広く区民に向け意識啓発を行う。
2	男女の人権侵害防止への取組	メディアの持つ特性の理解促進	学校では、インターネット等のメディアを正しく使いこなせるように授業を通して啓発する。また、メディアによる情報等を、自らの確に読み解き活用できる能力が身に付くよう、講座、情報誌等により啓発を行う。
3	生涯を通じた心と体の健康支援	性差を考慮した情報提供	男女特有の疾病の予防・早期発見を図るため、講座や情報誌等による情報提供を行う。また、妊娠・出産等女性のライフステージに応じた知識・情報を提供する。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等及び仕事と生活の両立に役立つ内容について、講座や情報誌等により、情報提供を行う。
2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービスの充実	働く男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、保育施設の拡充や、受け入れ児童数の増加など保育サービスの充実を図る。
3	働く場における男女共同参画の推進	女性のキャリア・アップ等への支援	キャリア支援として、キャリア・デザインによる将来像の把握やリーダーの役割等、仕事と生活の両立についての知識・情報を提供する。また、女性の活躍の場面の一つとして、起業についての知識・情報を提供する。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課 題		取 組 み	内 容
1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	教職員等への研修の充実	小・中学校、幼稚園、保育園で、教職員等が男女共同参画について、正しい理解と認識を深めるため、人権研修の中で男女共同参画についての研修を行う。
2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	活躍する女性の情報提供	様々な分野で活躍する女性を情報誌で紹介するほか、講演会等により意識啓発を行う。
3	日常生活における男女共同参画の推進	地域活動への参加促進	男女がともに地域活動において活躍できるように、講座等で情報提供等を行う。

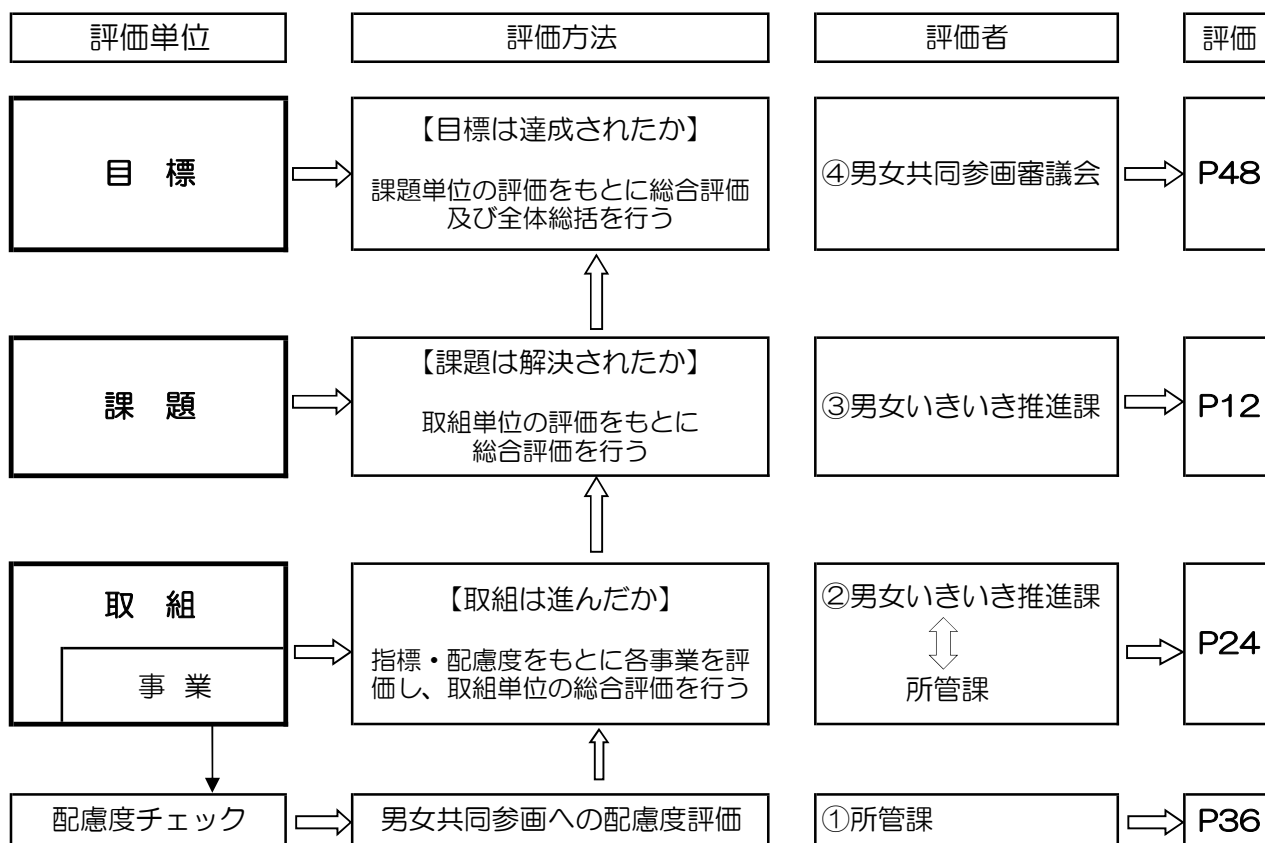
計画を推進するためのしくみ

課 題		取 組 み	内 容
1	区の推進体制の充実	幅広い区民参加の促進	男女共同参画推進のための拠点施設として、その役割や機能を十分に果たすため、また多くの区民が講座や講演会等に参加できるよう、事業を効果的に実施する。また、事業運営や一時保育の際に有償ボランティアとの協働を進める。
2	区民・関係機関等との連携	大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携を強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組む。

7. 評価の進め方

(1) 評価の流れ

評価は、取組・課題・目標の各段階において、所管課・男女いきいき推進課・男女共同参画審議会が実施しました。（下表のとおり）



- ① 所管課では、アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況を測るのに適した事業について、チェックリストを使用して、配慮度による評価を行いました。
- ② 男女いきいき推進課では、各取組について各課に調査票の作成を依頼し、男女共同参画の視点から評価を行います。評価結果は各課にフィードバックし、必要に応じヒアリング等を実施し、調整を行いました。
- ③ 男女いきいき推進課では、取組単位評価を総合して、各課題単位の評価を行い、男女共同参画審議会に報告しました。
- ④ 男女共同参画審議会は、課題単位の評価をもとに、目標単位での評価及び全体の進捗状況の総合評価を行い、結果を男女共同参画推進本部に報告します。

(2) 評価方法及び基準

区の実施した事業について、男女共同参画の視点から見た進捗状況に対して評価を行うものです。評価は取組に対応する各事業ごとに行い、取組単位の評価を決定する上での判断基準とします。

- ①各課の事業についての評価は1表、男女いきいき推進課の事業についての評価は2表を使用
- ②各事業についての評価項目の状況をチェックし、その点数を集計し、評価段階を決定

評価方法 ①A～Cの配点＝ A（十分等）25点、B（要工夫等）13点、C（不十分等）0点

②各評価項目の配点の合計により、評価段階が決まります

（評価項目が4項目の場合） 81～100点＝A 51～80点＝B 0～50点＝C

（評価項目が3項目の場合） 61～75点＝A 38～60点＝B 0～37点＝C

【1表：各課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
男女共同参画の視点からの配慮	十分配慮	<input type="checkbox"/>	ある程度配慮	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
小計	点		点		点	
合計					点	



評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている。
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる。
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法等を工夫し、さらに効果をあげることが求められる。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

【2表：男女いきいき推進課の事業についての評価】

評価項目	A		B		C	
需要に対するサービスの供給量	適切	<input type="checkbox"/>	やや不足	<input type="checkbox"/>	不足	<input type="checkbox"/>
区民への周知	十分	<input type="checkbox"/>	要工夫	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
関係機関・団体との連携	十分	<input type="checkbox"/>	要強化	<input type="checkbox"/>	不十分	<input type="checkbox"/>
区民ニーズの把握	事業に反映	<input type="checkbox"/>	ニーズ把握のみ	<input type="checkbox"/>	把握していない	<input type="checkbox"/>
小計	点		点		点	
合計					点	



評価段階	評価内容
A	適切に実施されている。
B	実施されているが、更に充実が求められる。
C	実施されているが、十分でない。
D	事業を行わなかった。
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない。

<取組単位の評価方法>

区の実施した取組について、男女共同参画の視点から進捗状況に対して評価を行うものです。各事業の評価を総合して、取組単位の評価を決定します。

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、更に充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能

<課題単位評価基準>

各課題単位に、取組単位評価を総合し、課題解決の視点から評価を行うものです。評価は取組単位評価をもとに、平均ポイントにより判定します。ただし、取組の重要性等を加味して段階を変更することも可能とします。

【計算方法】 A=100ポイント、B=75ポイント、C=50ポイント、D=0ポイントとし、次の計算式により算出する。
(各取組のポイント合計) ÷ (評価Aから評価Dまでの取組の数)

評点	評価	条件
A	課題解決に向けおおむね進捗している	85ポイント以上
B+	課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる	75ポイント以上
B-	課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている	60ポイント以上
C	課題解決に向けた取り組みが不十分である	60ポイント未満

<目標の評価方法>

男女共同参画審議会が、課題単位の評価及び重点取組等の内容について精査等を行うと共に全体的な進捗状況を踏まえ、目標単位の総合評価を行います。

第 2 章

1. 取組・課題の各段階における進捗状況
2. 課題ごとの数値目標一覧
3. 事業実績一覧
4. 男女共同参画配慮度チェック

1. 取組・課題の各段階における進捗状況

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

【課題1 配偶者暴力の防止と被害者支援】

1 重点取組 No.1 配偶者暴力の防止に関する啓発

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間に合わせて、DV理解基礎講座を開催したり、スペースゆう情報誌「ゆうレポート」(約5,400部を区内に配布)で、DVのない社会を目指す取り組みを掲載した。また、区内大学の学園祭で、DV防止に関するリーフレットを配布し、意識啓発につとめた。

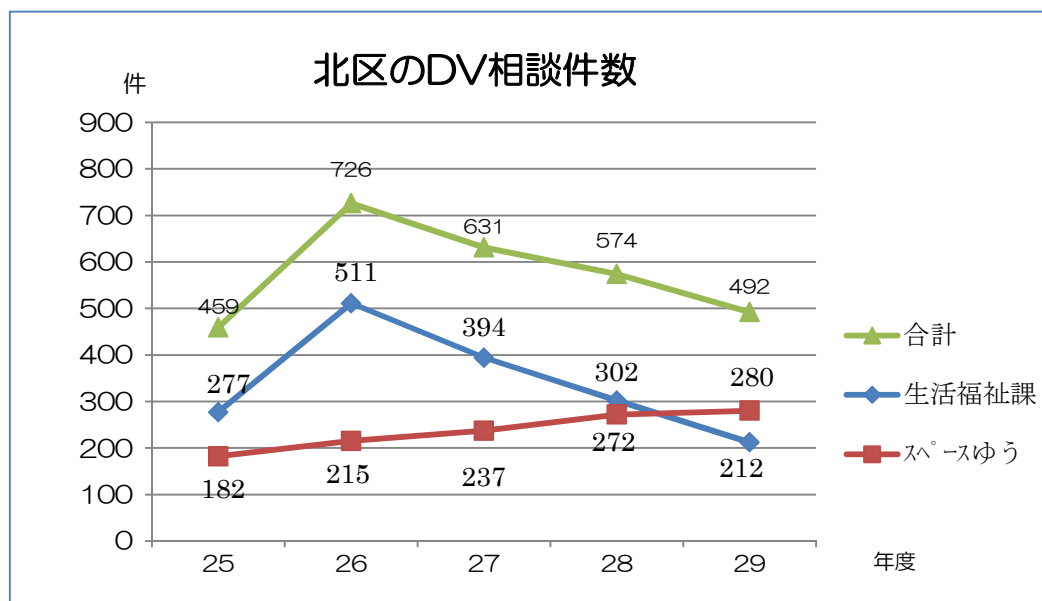
2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1)若年層に対する暴力防止に関する意識啓発(取組No.2)については、中学生・高校生を対象とした「デートDV」に関する講座を実施した。
- (2)相談事業の充実(取組No.5)については、「こころと生き方・DV相談」を行うとともに、具体的な支援が必要な場合は、各関係機関との連携により対応した。さらに、円滑な支援を行うため、区関係課及び管内3警察署との情報交換会を開催し連携の強化を図った。

3 今後の推進事項

DV防止については、講座や情報誌等による継続的な啓発活動が必要であるが、より多くの人へ周知し、事業への参加を得るには、なお一層の工夫が求められている。

また、若年層に対しては、中学生・高校生を対象とした「デートDV出前講座」を区内3校で実施したが、生徒のアンケート結果から意識啓発の一定の成果が認められる。今後も区内学校の理解と協力を得ながら、更に実施校を増やし、意識啓発に努める必要がある。



【課題2 男女の人権侵害防止への取組】

1 重点取組 No.12 メディアの持つ特性の理解促進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

メディアの持つ特性の理解促進を図るため、スペースゆう情報誌「ゆうレポート」No. 40に「メディアリテラシー」を特集記事として取り上げた。膨大な情報の中から、安全かつ適切に情報を取捨選択していく力を身につけることの重要性を周知した。

2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1) 虐待の早期発見等と関係機関の連携強化（取組No. 10）については、高齢者・障害者・児童虐待防止の対策の推進として、各種相談実施や実務者会議、職員研修等を開催し、虐待防止への取組を進めた。
- (2) 女性の人権に関する普及啓発事業（事業No. 31）については、区民との協働でパートナーシップ事業「セルフディフェンス講座」を実施し、暴力・虐待を防止するための意識啓発を図った。

3 今後の推進事項

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、多様性の尊重は重要課題である。第5次アゼリアプラン中間の見直しにおいて、「多様性を尊重した人権意識の啓発」として取組内容を拡充しており、更に重点的に取り組む必要がある。

【課題3 生涯を通じた心と体の健康支援】

1 重点取組 No.19 性差を考慮した情報提供

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

スペースゆう情報誌「ゆうレポート」No. 42で、特集記事「月経困難症を知っていますか？」として女性特有の疾病を取り上げ、産婦人科医による月経困難症の予防・対処法記事を掲載した。また、女性のからだに関する悩みの相談窓口のリーフレットを「スペースゆう」内に設置して情報提供に努めた。

2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1) 生涯を通じた心と体の健康支援については、おおむね継続的に実施され、特に妊娠・出産期においては、健診や保健相談などその状態に応じた事業が行われ、合わせて、男性（パパ）への情報提供の機会も設定されている。
- (2) 心と体の健康の保持（取組No.18）については、専門医や保健師等による相談・指導等を実施し、心の病気の早期発見・治療の促進を図った。
- (3) 互いの性を尊重した健康づくりの推進では、女性の健康相談や健康支援講演会などを開催し、体の不調の対処法などの情報提供に努めた。

3 今後の推進事項

性差を考慮した情報提供（取組No. 19）として、スペースゆう情報誌「ゆうレポート」No. 42で、特集記事「月経困難症を知っていますか？」を掲載するとともにスペースゆう内にリーフレットを設置し情報提供に努めたが、さらに、啓発講座等を開催し、情報の提供を一層充実することが必要である。

<平成 29 年度 国の動向>

- 警察では、規制対象の拡大、禁止命令等の見直し、罰則の見直し、国、地方公共団体等の責務に係るストーカー規制法の改正規定を積極的に適用している。
- 文部科学省では、平成28年4月に作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教員向け）」を周知することにより、学校における適切な教育相談の実施等を促している。
- 厚生労働省では、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施し、保健所、市町村保健センター等において、妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

【課題1 仕事と家庭生活の両立】

1 重点取組 No.23 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

経営者・人事労務管理者向けに、ワーク・ライフ・バランス実践セミナー「中小企業の現場で生かす働き方改革～仕事と生活の両立にどう取り組むか～」を開催し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む意義や会社としての責務など「仕事の価値の見直し」などについて啓発した。

また、中小企業向け女性活躍推進セミナー「女性社員とともに成長する企業を目指して」を実施し、社員のやる気を自然に引き出して、経営者も社員もともに楽しく働ける環境の作り方などを啓発した。

さらに、スペースゆう情報誌「ゆうレポート」No. 42で、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業5社を取り上げ、各会社の取り組み等を紹介した。

2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

(1) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援（取組No.21）については、今後ワーク・ライフ・バランスに取り組む予定の中小企業（2件）及び、更に充実を図りたい中小企業（1件）に対し、具体的な取組等について、無料で推進アドバイザーを派遣し、企業の取組を支援した。

(2) 男性の子育て・家事協働支援（取組No. 22）については、「イクメン講演会」（参加者48名）及び「イクメン講座」（参加者延べ119名）を開催した。また、孫育てや地域の子育てに積極的に関わろうとする祖父母世代を対象とした「イクじい・イクばあ講座」を実施した。

3 今後の推進事項

平成29年度、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業への応募は、前年度から4件増加し、アドバイザー派遣の希望については3件増加した。これまで、区内企業への情報提供を様々な機会を捉えて行ってきた成果が表れてきているが、引き続きワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の優位性などの情報を提供していくことが必要である。

【課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備】

1 重点取組 No.29 保育サービスの充実

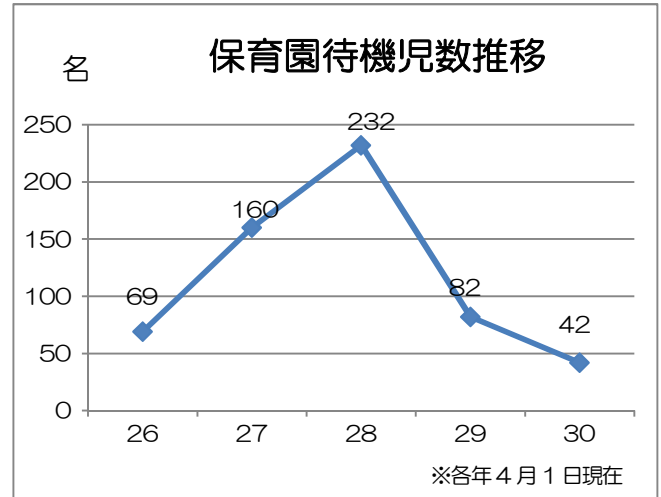
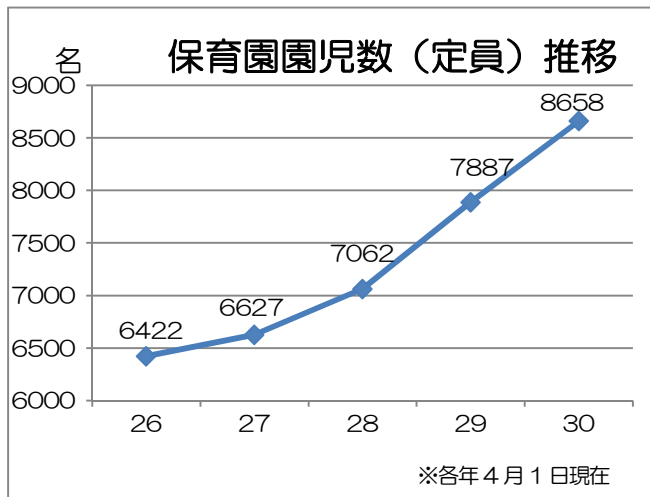
取組単位評価 A：「適切に実施されている」

待機児童解消のため認可保育所：私立保育園8園を新設したほか、前年度比797名の受入児童数の増員を図った。

2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

(1) 放課後子ども総合プランの推進（事業No. 65）は、放課後や土曜日に、遊びや勉強、地域住民との交流活動をとおして大人や他学年の児童と触れ合うことで、子どもたちの社会性や協調性の充実を図ることを目的としており、平成29年度に7校で開始し、24校で実施した。

(2) 延長、休日保育の拡充（事業No. 84）は、多様な保育サービスのニーズが高まっていることから、昨年度より拡充し、延長保育79園、休日保育6園、夜間保育1園、一時保育54園で実施した。



保育課資料

(3) 介護のための離職防止・職場復帰等のための支援（取組 No. 32）では、会社経営者と社員の立場の両面から、仕事と介護を両立させる考え方とヒントをつかむセミナーを開催し、30名が参加した。

3 今後の推進事項

保育サービスの充実（取組 No. 29）については、需要を見極めながら、施設の整備や定員の拡充を図る必要がある。

地域で支えるしくみづくり（取組 No. 31）では、地域の高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメントや総合相談支援事業等を実施しているが、今後さらに充実させていく。

介護離職は、離職者本人の経済的な問題だけでなく企業にとっても人材の損失となるため、社会全体において重要な課題である。介護離職を回避するため、企業が今後取り組むべきことや、従業員が既存の制度を最大限活用できるノウハウについて情報を提供することが必要である。

【課題3 働く場における男女共同参画の推進】

1 重点取組 No.37 女性のキャリア・アップ等への支援

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

女性の活躍推進の働きかけについては、主に働いている女性を対象に、仕事と生活の両立を実現できる働き方を獲得するため、マネジメントやリーダーシップについて学ぶキャリアアップ支援セミナーを開催し、延べ56名が参加した。

2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

(1) 女性の再就職のための支援（取組 No. 34）では、再就職準備セミナー・スキル編「女性のための再就職3daysセミナー」を開催し、ビジネスマナーや面接応募書類の書き方などの対策をはじめ、就職活動のためのメイク方法や身だしなみについても啓発した。また、マインド編では「私らしく働きたい！再就職はじめての一步」として自分自身の強みを見つけて働き方を考える講座を実施、ハローワーク王子からの情報も提供した。

(2) 起業のための知識・情報提供（取組 No. 35）では、起業家支援セミナー「ちょこっと起業～私らしく始める、起業スタイルの見つけ方～」（3回連続講座）を開催し、起業に関心のある方を対象に講義だけでなく体験談や受講者同士のネットワーク作りを支援した。

3 今後の推進事項

女性の活躍推進に向けた就労支援やキャリアアップ支援の各種講座については、ほとんどの講座で定員を満了す応募があり、受講者アンケートからも女性の自己実現に向けた意識の高さがうかがえる。今後も、女性の社会参加・キャリアアップ等の一層の推進を図るべく、各種講座の充実や情報誌等による意識啓発に努めると共に、誰もが働きやすい職場環境づくり推進のため、ハラスメント防止に向けた取り組みを進める必要がある。

<平成 29 年度 国の動向>

- 労使や地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、平成30年3月に取りまとめられ、公表された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2017」では、労使等の各主体が仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していくとしている。
- 内閣府では、主に子育て世代の男性が家事・育児等の中、料理への参画を目的とした「“おとう飯”始めよう」キャンペーンを開始した。また、特に若年夫婦を対象として、夫婦がお互いの考えや気持ちを確認しながら、家事シェアや、近い将来の家族のことを話し合うことを目的としたコミュニケーションツール「夫婦が本音で話せる魔法のシート ○○家作戦会議」を活用したワークショップを開催した。
- 厚生労働省では、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを事業主に新たに義務付けた改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法について、都道府県労働局において説明会及びハラスメント対応特別相談窓口を開設し、周知を図った。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

【課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成】

1 重点取組 No.39 教職員等への研修の充実

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

- (1)「保育課主催研修実施計画」に基づき、外国人・発達障害・男女などの人権に配慮した保育を行うため、区立・私立合同で、すべての保育士を対象とした「子どもの人権研修」を実施した。
- (2)職員向けの研修『LGBTは「いない」のではなく「見えていない」だけ～誰もが個を認めあう社会の実現を目指して～』を実施し、LGBT等の正しい知識と当事者の生きづらさの理解について意識啓発を行った。
- (3)小・中学校に勤務する教諭を対象として、「人権教育研修会」を平成29年5月と12月に開催した。研修では、いじめの問題、外国人や障害者等の立場が弱い者との差別解消に向けたプログラムなどが実施されたが、男女共同参画についても、男女の差別があった時代を取り上げ、生徒たちに、男女共同参画社会の実現に向けて様々な課題があることを気付かせ、より良い社会を実現しようとする態度を育てる教育の大切さを教員同士で確認した。

2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1)学校等における男女共同参画意識の形成は、小学校6年生に子ども向けの「北区男女共同参画条例パンフレット」を配付し、授業で取り上げてもらうように働きかけを行い、男女共同参画について考える機会を設けた。また、若年層への働きかけとして、様々な分野で活躍している方を講師として中学校や高校に派遣する「職業教育キャラバン事業」を積極的に推進した。
- (2)家庭や地域における男女共同参画意識の啓発は、スペースゆう情報誌「ゆうレポート」、講座及び図書館での特設展示等によって実施した。特に地域に向けて、町会・自治会において男女共同参画に関する意識啓発講座「出前講座」を実施した。

3 今後の推進事項

男女共同参画意識の形成は、家庭はもとより小・中学校、幼稚園、保育園における幼少期からの意識づけが重要である。今後も、区内小・中学校の理解・協力を得ながら、パンフレット等による意識啓発や、職業教育キャラバン事業によるキャリア教育を推進し、若年層への取り組みを一層強化推進していく必要がある。

また、第5次アゼリアプラン中間の見直しにおいて、「多様性を尊重した人権意識の啓発」として取組内容を拡充しており、更に重点的に取り組む必要がある。

【課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】

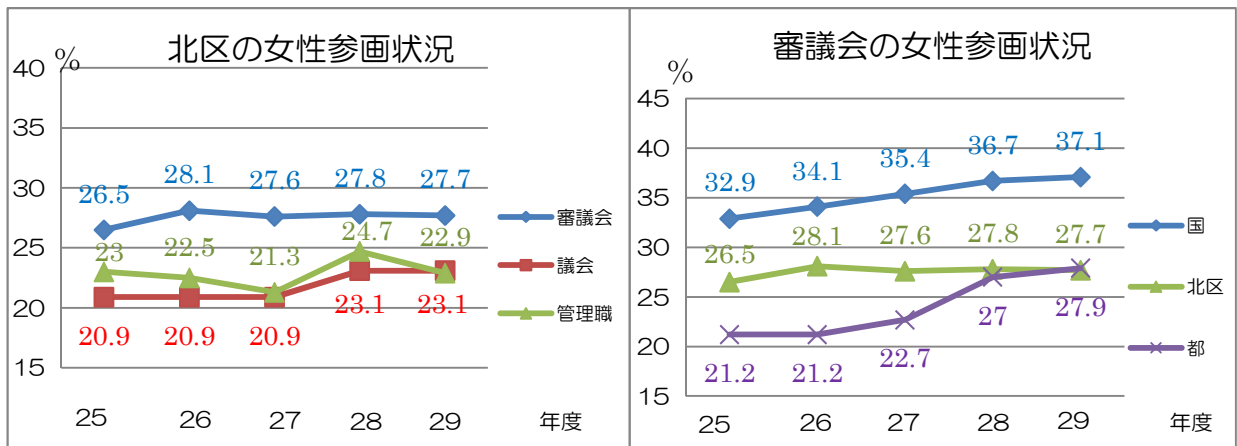
1 重点取組 No.49 活躍する女性の情報提供

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

スペースゆう情報誌「ゆうレポート」に、北区で活躍している女性を取り上げた。北区スポーツ大使元競泳日本代表選手の上田春佳さん、イガラシデザインスタジオ代表の五十嵐久枝さん、レスリング選手須崎優衣さんを「北区のきらめく旬な人」として、インタビュー記事を掲載した。

2 課題単位評価 B-：「課題解決に向け進捗しているが、一部にとどまっている」

- (1) 審議会等に関する調査を各課に実施する際、アゼリアプランの課題や現在の参画状況を数値やグラフ等により具体的に示し、審議会への女性委員の登用を呼びかけた。しかし、北区の審議会委員の女性比率は27.7%と目標の40%には程遠いため、女性委員の登用に関して引き続き取り組んで行く必要がある。
- (2) 町会・自治会において、リーダーへの女性参画を推進するため、男女共同参画に関するテーマについて講師等を派遣する出前講座の紹介を行ったが、実施にいたらなかった。



3 今後の推進事項

町会・自治会やPTA等の地域団体における女性リーダーの参画推進のため、区が関係する各種地域団体との会議等さまざまな機会をとらえて、理解促進に向けた働きかけが必要である。

なお、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月23日に公布・施行されたため、スペースゆう内の情報コーナーにリーフレットを設置し周知した。

また、各種地域団体主催の研修会等における、男女共同参画に関する出前講座活用を継続的に促すことが必要であるが、働きかけの方策についてはより一層の工夫が必要である。

【課題3 日常生活における男女共同参画の推進】

1 重点取組 No.54 地域活動への参加促進

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

地域活動への参加促進（取組 No. 54）として、北区男女共同参画推進ネットワークと共催で、パネルディスカッション「子どもの貧困・孤立を防ぐには」を開催した。地域で活動する子ども食堂の取り組みを通じて、地域における子どもへの支援について考える機会を提供した。

2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

- (1) 男女の生活向上のための講座(事業 No. 131)では、いきいきと楽しくシニアライフを生きる準備をテーマとした「人生100年を生き抜くシングルス準備講座」を、独身の中高年を対象に開催した。また、育児をしながら自分のできることや、なりたい自分をイメージする「子育てママの未来計画」を2回連続で実施した。さらに、北区さんかく大学「親子関係の現在と未来」(連続5回講座)では、さまざまな視点から親子関係を見つめ直し、未来に向けて親子のあり方を考える講座を実施した。

(2) 男性のための男女共同参画に関する講座（事業 No. 134）では、「男性のためのコミュニケーションアップ講座」を開催し、30代から80代まで幅広い世代の男性が参加した。

3 今後の推進事項

固定的性別役割分担意識に基づく働き方を改善し、男女の自立した生活を送るための支援策の充実及び多様な区民の相互理解と交流を促進する。また、男性が、これまで以上に家庭における家事・育児を積極的に担うとともに、地域活動に参画するための意識啓発を推進していく必要がある。

<平成 29 年度 国の動向>

- 内閣府では、女子学生・生徒・保護者、教師等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野への関心と理解を促進するため、ウェブサイト「理工チャレンジ」を開設し、女性研究者等のロールモデルや、この取組に賛同する大学・企業等（リコチャレ応援団体）の情報提供を実施している。
- 平成 29 年 6 月に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略 2017」では、女性の活躍の促進のため、女性リーダーの登用促進や次世代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大に取り組むこと等を盛り込んでいる。
- 内閣府では、男女共同参画局ホームページで国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、同ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交換の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

【課題1 区の推進体制の充実】

1 重点取組 No.62 幅広い区民参加の促進

取組単位評価 B：「実施されているが、さらに充実が求められる」

男女共同参画週間事業、北区さんかく大学、女性の活躍推進にかかわるセミナー、各種男女共同参画啓発講座など、平成29年度の重点取組に焦点を合わせ、さまざまな講座を企画・実施したが、定員に満たなかったり、参加者の年代や性別に偏りがあるものがあつた。講座数26（延べ43回）、参加者合計3,011名

2 課題単位評価 B+：「課題解決に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる」

- (1) 職員研修の充実では、職員課と男女いきいき推進課の共催でLGBT等理解に関する研修を実施し、LGBT等の正しい知識と当事者の生きづらさの理解について意識の啓発を行った。
- (2) スペースゆう主催講座の運営補助や一時保育において、区民有償ボランティアとの協働を図った。
- (3) スペースゆう主催講座や各種相談等の案内は、ホームページによる分かりやすい情報発信に努め、北区公式ツイッター・フェイスブック・東京ウィメンズプラザツイッターを活用した。

3 今後の推進事項

平成29年度は延べ3,011人の区民が、スペースゆう（男女共同参画活動拠点施設）主催の講座等に参加し、受講者アンケートでは91.6%の人が講座に対し「満足」と回答している。今後も、受講者アンケートの設問等を工夫するなどして区民ニーズの把握に努め、アンケート結果を今後の講座企画等に反映させることにより、より多くの区民の参加を募ることとし、また、性、年齢等を問わず多様な人々に快適に利活用されるように努める必要がある。

また、LGBT等については、他自治体の動向を見ながら対応を検討していく。

【課題2 区民、関係機関等との連携】

1 重点取組 No.68 大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決

取組単位評価 A：「適切に実施されている」

東京家政大学との連携事業の一環として、「北区男女共同参画週間」や「北区さんかく大学」の実施、同大学講師によるスペースゆう業務への総合的なアドバイスを受けるなどして事業を効果的に実施している。

さらに平成29年度から育児期女性を対象としたセミナー「子育てママの未来計画」を共催した。自尊感情とレジリエンスの向上に着目した講座を企画し、育児期女性の社会復帰に向けた動機づけを行った。

また、北区男女共同参画推進ネットワークと共催した「ねっとわーくまつり」では、「女性の貧困」と関連性の高い「子どもの貧困」をテーマにパネルディスカッション等を行った。

2 課題単位評価 A：「課題解決に向けおおむね進捗している」

計画を推進するための区民、関係機関等との連携では、男女共同参画週間事業において、企画から当日の運営まで地域スタッフと協働して行った。また、スペースゆうを利用する団体等との協働によるパートナーシップ事業については、団体の持つ専門性、創造性及び柔軟性を活かした4つの事業を実施した。

3 今後の推進事項

大学との連携事業は、講座を共催する等実績を積み重ねてきたところであるが、ジェンダ一論や家政学・心理学など大学の持つ高い専門性を十分に生かした事業をさらに推進し、男女共同参画実現に向けた地域社会づくりに取り組んでいく。

～平成29年度 国の動向～

- 総務省では、特定事業主行動計画に基づく各地方公共団体の取組を支援するため、女性活躍・働き方改革に取り組む職員のネットワークづくりや意見交換の促進、女性地方公務員の人材育成、先進的な取組事例の紹介などに取り組んだ。
- 内閣府では、平成28年度に開発した「女性リーダー育成モデルプログラム」を用いて、企業における女性役員候補の育成に向けた女性役員育成研修を施行実施した。

2. 課題ごとの数値目標一覧

目標	課題	指標	現状値	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	計画期間中の目標値	
1	1	配偶者暴力の防止と被害者支援	過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・北区男女共同参画センターなど公共機関に相談した人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 11.3%	—	—	—	—	—	平成30年度 40%
	2	男女の人権侵害防止への取組	メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思っている人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 64.1%	—	—	—	—	—	平成30年度 50%
	3	生涯を通じた心と体の健康支援	過去1年間に健康診断を受けた人の割合（男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 男性85.3% 女性79.1%	—	—	—	—	—	平成30年度 男女とも 100%に 近づける
2	1	仕事と家庭生活の両立	「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数	平成26年度 12社	8社	9社	11社	—	—	平成31年度 40社
	2	子育てや介護を安心して行うための環境整備	保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区子ども・子育て支援計画2015）	平成26年 4月1日 6,422人	6,627人	7,062人	7,887人	—	—	平成31年 4月1日 9,428人
	3	働く場における男女共同参画の推進	子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 69.4%	—	—	—	—	—	平成30年度 80%
3	1	育ちの場における男女共同参画意識の形成	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 42.7%	—	—	—	—	—	平成30年度 60%
	2	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	審議会等の女性委員の割合	平成26年度 28.1%	27.6%	27.8%	27.7%	—	—	平成31年度 40%
	3	日常生活における男女共同参画の推進	北区男女共同参画条例、北区男女共同参画センターの認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査）	平成25年度 条例17.0% センター 20.4%	—	—	—	—	—	平成30年度 条例50% センター 50%

3. 事業実績一覧

【各欄の見方】

第5次アゼリアプラン目標

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

第5次アゼリアプラン課題

課題1 あらゆる暴力・暴言の根絶

施策の方向	取組No.	取り組み	事業No.	事業名	平成29年度			所管課
					実績	評価	男女共同参画配慮度	
DVの防止	1	被害者・加害者を生まない意識づくり	1	DV防止区民啓発講座		A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			2	パンフレット・情報誌作成(DV防止啓発)		A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			3	デートDV予防講座・講演会		D	—	男女いきいき推進課

第5次アゼリアプラン施策の方向・取り組み・個別事業

平成29年度事業実績

- ①各取組の中から1～2事業を選定している
- ・年度ごとの重点取組に該当する事業
 - ・プランの数値目標達成に直接的に影響する事業
 - ・継続性が見込まれる事業
- ②上記以外の事業は斜線(/)としている

平成29年度事業単位の男女共同参画配慮度

- ・十分に配慮した
- ・～配慮が不十分だった
- ・……………配慮度フィット未実施
- ・/……………配慮度フィット対象外

〈事業単位の評価方法〉

【各課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげている
B	男女共同参画の推進に直接的・間接的に効果をあげているが、実施方法等によってはさらに効果をあげることが見込まれる
C	男女共同参画の推進に直接的・間接的にある程度効果をあげているが、実施方法を工夫し、さらに効果をあげることが求められる
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

【男女いきいき推進課の事業についての評価】

評価段階	評価内容
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	事業を行わなかった
—	事業完了、隔年実施、実施準備中などの理由により評価できない

▼目標 1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
 ▽課題 1 配偶者暴力の防止と被害者支援

施策の方向	取組 No.	取り組み	事業 No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
配偶者暴力の未然防止	1	配偶者暴力の防止に関する啓発	1	DV防止啓発講座	DV理解基礎講座「身近な人をDV被害から守るために」（参加者 10名）を開催	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			2	パンフレットや情報誌による啓発	北区パープルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置している。また、北区コミュニティバス2台に「北区パープルリボンシンボルマーク」をラッピング委託をして、運行、PR強化に努めた。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	2	若年層に対する暴力防止に関する意識啓発	3	若年層へ向けた啓発（デートDV講座）	3月に出前講座「デートDVについて」を赤羽岩淵中学校（3年生189名）、桐ヶ丘中学校（3年生166名）、赤羽商業高等学校（2年生160名）で開催	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
配偶者暴力の早期発見の推進	3	関係機関との連携	4	配偶者からの暴力防止連絡協議会	5月に「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を開催。協議会委員17名（要保護児童対策地域協議会と合同開催）情報交換会 2回開催	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
相談体制の充実	4	相談窓口の周知	5	相談窓口や情報提供の場や機会の拡充	こころと生き方・DV相談及び女性のための法律相談を実施。北区パープルリボンシンボルマークを入れたDV防止に関するDV相談カードを、北区役所庁舎をはじめ、会館・区民センター・図書館・文化センター等の女性用トイレに設置している。DV相談案内カードやリーフレットを主催講座や学校行事等で配布し、PRに努めた。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			6	母子・父子、婦人相談	母子・父子、婦人相談の実施 相談者数 1,368名	A	十分に配慮した	生活福祉課
	5	相談事業の充実	7	こころと生き方・DV相談	女性の抱えている問題や悩み、またDV被害についての相談に対し、女性相談員が問題解決に向けての支援等を行った。平成28年4月1日 から男性相談員による電話相談を開始した。相談者数延べ673名（うち男性相談12名）	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			8	法律相談	女性弁護士による女性のための法律相談を実施。相談件数60件			
6	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	9	配偶者暴力相談支援センターの設置・運営	平成28年4月1日より、配偶者暴力相談支援センター機能を整備。「北区DV専用ダイヤル」を開通し、専門相談員を配置。また、住民基本台帳事務における支援措置申出書のための相談証明の発行や接近禁止命令等の保護命令への支援を開始した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
被害者支援の充実	7	安全確保のための支援体制の整備	10	母子緊急一時保護事業	一時保護件数20件、緊急一時保護ホテル宿泊費助成0件	A	十分に配慮した	生活福祉課
	8	自立支援の充実	11	母子・父子、婦人相談（再掲）	5-6参照			生活福祉課
			12	こころと生き方・DV相談及び法律相談（再掲）	5-7参照			男女いきいき推進課
			13	こころと生き方・DV相談（グループミーティング）	毎月2回専門相談員同席のもとグループカウンセリングを行った。23回実施。参加者数延べ48名			男女いきいき推進課
			14	DV被害者同行支援事業	平成23年7月より、DV被害者の負担軽減と手続きの円滑にするため、同行支援事業を開始した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
9	関係機関・団体等との連携強化	15	行政関係機関・警察等との連携強化	行政関係機関・警察等と会議を行い、DV被害者の現状を把握し連携を強化した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	

▼目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
 ▽課題2 男女の人権侵害防止への取組

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
虐待防止への取組	10	早期発見等と関係機関の連携強化	16	人権相談	平成29年度 人権相談 7件 人権特設相談所の解説(6月1日) 7件			広報課 総務課
			17	高齢者虐待防止対策の推進	17地域包括支援センターに寄せられた虐待相談件数2,452件	A	十分に配慮した	高齢福祉課
			18	障害者虐待防止対策の推進	自立支援協議会権利擁護部会 4回開催、障害者虐待定例打合せの開催 3回 障害者虐待防止PTの開催2回 虐待相談件数 25件(実件数25件) 障害者虐待対応ケース連絡会の開催12回	B	十分に配慮した	障害福祉課
			19	児童虐待防止対策の推進	要保護児童対策地域協議会 3回開催 代表者会議構成員32名(男性25名・女性7名) 実務者会議構成員30名(男性16名・女性14名)	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター
			20	高齢者虐待防止センターこころの相談室	高齢者本人及び家族等が抱える介護等に関する悩みに対し、臨床心理士による専門相談 相談者数 延べ129名(男性36名・女性93名)	A	十分に配慮した	高齢福祉課
			21	子育て相談事業(再掲)	28-80参照			子ども未来課
			22	子どもの発達相談(再掲)	28-79参照			子ども家庭支援センター
虐待防止への取組	11	虐待防止に関する意識啓発	23	職員に対する研修	高齢者虐待防止に関する研修参加者84名			高齢福祉課
			24	職員に対する研修	障害福祉課研修(4月開催)参加者21名			障害福祉課
			25	職員に対する研修	①精神的課題を持つ親や子どもへの対応 参加者42名(8月開催) ②児童虐待防止の早期発見と対応 参加者13名(8月開催) ③事例検討を通じて学ぶ児童虐待への対応 参加者33名(3月開催)			子ども家庭支援センター
			26	児童虐待防止啓発事業(ペアレントトレーニング)	①ペアレントトレーニング講演会(7月開催)参加者45名 ②トレーニングプログラム8組9名(男性1名、女性8名)	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター
人権意識の向上	12	メディアの持つ特性の理解促進	27	メディアリテラシーの理解促進啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」№40で、「メディアリテラシー」を特集記事として取り上げ、区内関係機関や駅の広報スタンドに設置した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			28	メディアリテラシーの育成	7月に学校ICT活用研修を実施し、「情報モラルとメディアリテラシー」講座を開催した。参加者13名			教育指導課
			29	情報教育担当者連絡会の開催	2回実施(7月・12月)	A	十分に配慮した	教育指導課
人権意識の向上	13	人権に関わる意識啓発	30	人権に関する普及啓発事業	人権特設相談所の開設、専用の相談機関の案内、区民まつり等における啓発チラシの配布、人権講演会の実施	A	十分に配慮した	総務課
			31	女性の人権に関する普及啓発事業	パートナーシップ事業「わたしは大丈夫! 元気になるセルフディフェンス」を開催(参加者19名)(12月開催)	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			32	北区男女共同参画条例・第5次アゼリアプランの周知	スペースゆう主催の講座・講演会で条例パンフレット等を配布し、周知に努めた。 区民との協働事業「みんなのちがひ みんないい〜絵手紙で伝える男女共同参画〜」を開催。次世代に男女共同参画を分かりやすく伝えていくため、絵手紙で条例の精神や内容を表現するワークショップを行った。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課

▼目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会
 ▽課題3 生涯を通じた心と体の健康支援

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
妊娠・出産期に関わる支援	14	母子保健事業の推進	33	妊産婦健診事業	①妊婦健康診査受診者数 38,187名 ②里帰り出産妊婦健康診査等助成金 835件 ③産婦健康診査受診者数 2,747名 ④妊婦歯科健康診査受診者数 499名	A	十分に配慮した	健康推進課
			34	妊産婦保健相談事業（妊産婦訪問指導）	保健師および助産師が家庭を訪問し、各自の生活に沿った指導助言をしている。妊婦37名、産婦2,691名、新生児および乳児2,689名	A	十分に配慮した	健康推進課
	15	情報提供と男性の理解促進	35	妊産婦保健相談事業（パパ半日コース、ママパパ、マタニティ）	①パパになるための半日コース・ママパパ学級参加者1,971名 ※マタニティッキングについては平成28年度で終了	A	十分に配慮した	健康推進課
			36	子育て福袋の配付	母子健康手帳の交付時に、子育て支援情報や関係施設の案内冊子等の入った「子育て福袋」を配付した（就学前の子がいる転入世帯にも配付した）配付数4,240個			子ども未来課
健康づくりへの支援	16	区民健診の受診促進	37	特定健康診査・特定保健指導	医療保険者に対し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施。特定健診受診者数26,643名（男性10,959名・女性15,684名）	A	十分に配慮した	国保年金課
			38	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診受診者2,604名（女性のみ）			健康推進課
			39	子宮がん検診	子宮がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者4,846名（女性のみ）			健康推進課
			40	子宮頸がん予防接種	接種実績（1回目9人、2回目9人、3回目10人）はあるものの、国の関係審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的にみられ、副反応の発生頻度等がより明らかになったため、北区でも平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えている状況である。			健康推進課
			41	乳がん検診	乳がん検診・新たなステージに入ったがん検診受診者5,110名（女性のみ）			健康推進課
			42	社会保険被保険者等特定健診レベルアップ	健康増進健診受診者2,141名（男性1,056名・女性1,085名）、社会保険被保険者等特定健診レベルアップ受診者1,781名（男性303名・女性1,478名）	A	十分に配慮した	健康推進課
	17	健康増進のための支援	43	みんな元気！健やか長寿事業	①新型栄養失調予防の普及・啓発（講演会等）1,539名 ②ロコモ予防事業の実施 延べ143名 ③筋力アップ体操教室 延べ83,689人			健康推進課
			44	北区健康づくり応援団事業	①北区さくら体操指導員の新規養成（北区さくら体操指導員7名） ②健康づくりグループ支援（健康づくりグループ公開講座実施グループに対し助成金109件）	A	十分に配慮した	健康推進課
	18	心と体の健康の保持	45	保健相談事業	①防煙教育、区内中学生対象講演483名、講演会参加者10名 ②栄養指導（栄養教室・講習会等）参加者862名	A	十分に配慮した	健康推進課
			46	精神保健相談	一般区民や精神障害者とその家族を対象に、専門医や保健師が精神保健相談及び訪問保健指導を実施するとともに、精神障害に対する啓発講演会等を開催している。専門医相談46回開催。相談延人数111名、保健師による家庭訪問 延べ1,264名・所内相談 延べ6,797名、講演会1回開催 55名参加	A	十分に配慮した	健康推進課
互いの性を尊重した健康づくりの推進	19	性差を考慮した情報提供	47	女性の健康支援事業	女性の健康相談334名、女性の健康支援講演会参加者32名、乳がん自己検診法講習受講者4,595名、啓発グッズ配布4,209名	A	十分に配慮した	健康推進課
			48	保健相談事業（再掲）	18-45参照			健康推進課
			49	講座・情報誌等による特有疾病予防などの情報提供	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」No.42で、女性特有の疾病を取り上げ、特集記事「月経困難症を知っていますか？」の中で産婦人科医による予防・対処法を掲載した。また、女性のからだに関する悩み等、相談窓口案内リーフレットをスペースゆう内に設置した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	20	エイズや性感染症などの情報提供	50	エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実	相談・検査実績として、電話相談257件、来所相談492件、HIV検査478件であった。	A	十分に配慮した	保健予防課

▼目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
 ▽課題1 仕事と家庭生活の両立

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
企業等への働きかけと支援	21	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	51	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の推進	ワーク・ライフ・バランス推進企業を5社認定。区が発行する関係情報誌で認定企業の取り組みや活動紹介を掲載したほか、認定企業の紹介パネルを掲示した	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			52	アドバイザー派遣制度の推進	アドバイザー派遣企業3社			男女いきいき推進課
男女がともに担う家庭生活	22	男性の子育て・家事協働支援	53	親育ちサポート事業（NP講座）	21児童館・1児童室・北とびあにて24講座実施 参加者：親241名、子（託児）263名	A	十分に配慮した	子ども未来課
			54	イクメン事業（イクメン講演会・イクメン講座）	イクメン講演会：1回 参加者48名 イクメン講座：3日×3クール 参加者延べ119名 まとめの会：1回参加者85名	A	十分に配慮した	子ども未来課 男女いきいき推進課
			55	イクじい、イクばあ講座	2日×2クール 参加者延べ31名	A	十分に配慮した	子ども未来課 男女いきいき推進課
ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	23	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	56	情報誌を活用した情報提供	情報誌「新しい風」の発行、年4回各10,500部	A	十分に配慮した	産業振興課
			57	講座・パンフレット・情報誌による啓発・情報提供	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」No.42で特集し、区内関係機関や駅の広報スタンドに設置した。産業振興課発行冊子の「新しい風」にも掲載し、より周知をはかった。 更に、ワーク・ライフ・バランス実践セミナー「中小企業の現場で生かす 働き方改革～仕事と生活の両立にどう取り組むか～」を開催。参加者数30名	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課

▼目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
 ▼課題2 子育てや介護を安心して行うための環境整備

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
子育て支援の充実	24	子育て家庭への支援	58	児童館事業の充実	児童館では、その地域の子も達が共に利用し、様々な遊びを考えたり、また、乳幼児の子育て支援として、乳幼児クラブの集い(午前)を実施している。児童館22館、入館者数638,704名			子ども未来課	
			59	子ども医療費の助成	0歳から中学3年生(15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)の保険診療にかかる医療費、薬剤負担金の自己負担分を助成。乳幼児医療受給者数18,284名、子ども医療受給者数18,819名。また、高校生等の保険診療にかかる入院医療費の自己負担分を助成。助成件数70件			子ども未来課	
			60	児童手当の支給	0歳から中学校課程修了までの児童を養育している方に手当を支給。受給児童数31,744名 受給者数21,201名			子ども未来課	
			61	親育ちサポート事業(NP講座)(再掲)	22-53参照			子ども未来課	
			62	イクメン事業(イクメン講演会・イクメン講座)(再掲)	22-54参照			子ども未来課 男女いきいき推進課	
			63	子ども家庭在宅サービス事業	保護者が児童を養育することが一時的に困難となった場合に、北区が指定する児童養護施設で短期間児童を預かり、子育てを支援する。利用者数 ショートステイ64名(男性35名・女性29名)トワイライトステイ5名(男性3名・女性2名)	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター	
			64	養育支援家庭のための産前・産後育児支援ネット講座	把握した特定妊婦・産婦への育児・仲間づくりの支援24回開催	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター	
	25	就学後の支援	65	放課後子ども総合プランの推進	29年度導入校:24校	A	十分に配慮した	子ども未来課	
			66	留守家庭児童対策事業(学童クラブの充実)	保護者が就労等のため留守になる家庭の児童に遊び場と生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っている。(平成29年4月1日現在:62クラブ、定員2,625名、登録児童数2,384名)	A	十分に配慮した	子ども未来課	
	26	地域で支えるしくみづくり	67	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー会員3,668名 サポート会員679名(男性会員26名・女性会員653名)	A	十分に配慮した	子ども家庭支援センター	
			68	放課後子ども総合プランの推進(再掲)	25-65参照			子ども未来課	
	27	ひとり親家庭への支援	69	北区女性福祉資金貸付事業	北区女性福祉資金貸付(新規)0件(継続)0件			生活福祉課	
			70	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	母子福祉資金貸付(新規)14件(継続)8件 父子福祉資金貸付(新規)0件(継続)2件			生活福祉課	
			71	北区母子及び父子福祉応急小口資金貸付事業	北区母子福祉応急小口資金貸付 0件			生活福祉課	
			72	母子生活支援施設への入所	新規入所者数 2世帯5名(母2名、男子2名、女子1名)			生活福祉課	
			73	母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金6件 高等職業訓練促進給付金5件			生活福祉課	
			74	母子・父子家庭自立支援プログラム	母子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して、個々に合わせた自立支援プログラムを策定することにより、母子・父子家庭の母及び父の就労を支援。利用者0名	A	十分に配慮した	生活福祉課	
			75	ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭のレクリエーションと休養のために、日帰り施設を指定し、利用料の一部を助成。利用者数664名			生活福祉課	
			76	ひとり親家庭等医療費助成事業、児童育成手当、児童扶養手当の支給	①ひとり親家庭等医療費助成受給世帯1,623世帯②児童育成手当:育成手当受給児童数3,320名、障害手当受給児童数174名③児童扶養手当受給者数1,816名(内父子世帯82名)			子ども未来課	
	28	相談体制の充実	77	乳幼児保健相談	特別育児相談 1,010名、歯科保健指導 2,079名 栄養指導 1,164名			健康推進課	
			78	母子・父子、婦人相談(再掲)	5-6参照			生活福祉課	
			79	子どもの発達相談	発達に関する相談の総合窓口として、歩き始めが遅い、言葉が遅いなどの就学前の子どもの発達に関する相談を行う。相談件数2,192件、専門相談員6名による相談399件			子ども家庭支援センター	
			80	子育て相談事業	区内22児童館において、職員や子育てアドバイザーによる子育て相談を実施。また、8児童館において、専門相談員による子育て相談を実施。専門相談員による相談件数延べ4,002名	A	十分に配慮した	子ども未来課	
			81	子どもと家庭の総合相談	来館者数延べ35,015人/年			子ども家庭支援センター	
			82	教育相談事業	教育相談所において教育相談を実施、教育相談員7名、スクールカウンセラー1名の非常勤職員で対応。相談者数1,729名	A	十分に配慮した	教育支援担当課	
	多様な保育サービスの提供	29	保育サービスの充実	83	待機児童解消のための各保育サービスの充実	認可保育所:私立保育園8園の新設他、前年度比797名の受け入れ児童数増。	A	十分に配慮した	保育課
				84	延長、休日保育の拡充	延長保育実施園79園、休日保育実施園6園、夜間保育実施園1園、一時保育実施園54園	A	十分に配慮した	保育課
				85	病児病後児保育の実施	病児・病後児保育事業(施設型)478名 病後児保育事業(施設型)205名 病児・病後児保育事業(居宅訪問型)166名			保育課
	介護をサポートするしくみづくり	31	地域で支えるしくみづくり	86	高齢者あんしんセンターの機能強化	地域の高齢者の生活を支える総合機関として、17か所の地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業等を実施			高齢福祉課
				87	高齢者地域自立支援ネットワーク推進事業	高齢者地域自立支援ネットワークの充実と強化を図る。声かけサービス登録者数 380名			高齢福祉課
				88	高齢者生活援助サービス事業	社会福祉協議会の友愛ホームサービス利用に対し利用料や年会費の補助を行う。利用者数 1,194人	A	十分に配慮した	高齢福祉課
				89	地域見守り・支えあい活動促進補助事業	一人暮らし高齢者の見守り活動を行っている町会・自治会に対し、活動費の一部を補助する。交付団体数 63団体			高齢福祉課
32				介護のための離職防止・職場復帰等のための支援	90	介護のための離職防止・職場復帰等のための支援・情報提供	会社経営者と社員の立場の両面から、仕事と介護を両立させる考え方とヒントをつかむセミナーを開催。参加者30名	B	十分に配慮した

▼目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会
 ▽課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
女性の就労・起業支援	33	継続就労への支援	91	赤羽しごとコーナーにおける育児・介護休業等に関する情報提供	就職相談および職業紹介を行う際、相談者の状況やニーズに応じた情報の提供を行っている。			産業振興課
			92	労働相談情報センターと連携した講座や情報誌による啓発	「～パートで働く方のための～労働保険・社会保険の基礎知識」を実施。 参加者47名	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	34	再就職のための支援	93	就職支援講座	女性の再就職支援事業 雇用・就業者数実績：21名（うち正社員3名）	A	十分に配慮した	産業振興課
			94	女性の再就職支援講座	女性のための「再就職準備セミナー」スキル編（全3回）、マインド編（1回）を実施。 参加者数延べ94名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	35	起業のための知識、情報提供	95	起業家支援等事業	起業家支援セミナー 延べ受講者数366人	A	十分に配慮した	産業振興課
			96	女性の起業家支援講座	①女性の活躍推進応援塾起業家支援セミナー「ちょっと起業」（全3回）を実施 参加者延べ91名 ②起業相談4回 相談者30名 ③交流会2回 参加者8名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
36	融資斡旋など起業支援	97	中小企業金融対策事業	起業家支援融資実行16件	A	十分に配慮した	産業振興課	
女性の活躍促進の働きかけ	37	女性のキャリア・アップ等への支援	98	女性の活躍推進事業の実施	①女性の活躍推進応援塾「キャリアアップ支援セミナー」（全3回）を実施 参加者延べ56名 ②フォローアップ1回 参加者9名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
セクハラ・パワハラ等の防止	38	セクハラ・パワハラ等の防止啓発	99	セクハラ・パワハラ防止の職員研修	「ハラスメント防止研修」実施 係長昇任者及び、前年度未受講者 参加者42名（男性19名、女性23名）	A	十分に配慮した	職員課
			100	情報誌・パンフレット・講座による啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」No.42に、セクハラ・パワハラ・マタハラの相談先を掲載し、情報を提供した。 DV理解基礎講座「身近な人をDV被害から守るために」（参加者10名）を開催した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課

▼目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
 ▽課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
学校等における男女共同参画意識の形成	39	教職員等への研修の充実	101	人権教育研修	職層研修では、新任研修、現任研修(2級職3年目)、主任主事昇任者研修他で実施。更に保育課内では保育園主任研修、非常勤職員職員研修等で実施。また、この他にも各保育園ごと、園内での研修も行われている。	A	十分に配慮した	保育課	
			102	人権教育研修	職員研修『LGBTは「いない」のではなく「見えていない」だけ～誰もが画を認めあう社会の実現を目指して～』を実施。参加職員41名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
			103	人権教育研修	人権教育研修の実施。北区人権教育推進だよりの発行。人権推進委員会11名(男性5名・女性6名)	A	十分に配慮した	教育指導課	
			104	いじめ対応研修	いじめ問題対応研修会「子どもをいじめから守る～発達障害や性別違和など多様性を踏まえて～」を12月に開催。参加者847名	A	十分に配慮した	教育指導課	
	40	小・中学校、幼稚園、保育園での意識啓発	105	固定的性別役割分担にとられない保育活動	日常生活での配慮を行っているほか、行事においても固定的役割にとられないよう配慮している。	A	十分に配慮した	保育課	
			106	保育施設における男女混合名簿の作成	ほぼ全保育施設において実施済			保育課	
			107	北区男女共同参画条例・アゼリアプラン・スペースゆゆうの周知	小学6年生に子ども向けの「北区男女共同参画条例パンフレット」を配付し、男女共同参画について考える機会を設けた。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
			108	北区教育広報誌「くおん」の発行	年4回発行(4月号、7月号、10月号、1月号)、各44,000部、全戸回覧(町会・自治会依頼)、幼稚園・こども園・保育園・小中学校の児童・生徒を通じて各家庭に配布	B	十分に配慮した	教育政策課	
			109	いじめ防止条例の周知・推進	リーフレット、いじめゼロロゴの入った防犯ブザー配布	A	十分に配慮した	教育指導課	
	41	固定的性別役割分担にとられないキャリア教育	110	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	従来女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高等学校に派遣、講演会などを行い、職域拡大に向けた支援を行っている。講師はパイロット、学者、指揮者など。区立中学校7校で実施。受講生徒数1,315名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
	42	相談体制の充実	111	教育相談事業(再掲)	28-82参照			教育支援担当課	
			112	スクールソーシャルワーカー活用事業	児童・生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置する。また、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して相談等の対応を行う。相談件数 総数174件	A	十分に配慮した	教育支援担当課	
			113	スクールカウンセラー活用事業	いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する問題行動等の対応のために、区立小・中学校へ児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小中学校全校に配置している。相談件数41,373件(小学校35,321件、中学校6,052件)	A	十分に配慮した	教育支援担当課	
	家庭における男女共同参画意識の形成	43	区民への意識啓発と情報提供	114	スペースゆう情報コーナーの充実(再掲)	63-147参照			男女いきいき推進課
				115	情報誌・講座等による意識啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」に北区男女共同参画週間で開催したルポライター杉山春さんの講演会「家族のかたち～理想と現実～」の内容を一部掲載した。また、平和祈念週間に、男女共同参画条例のパネルや協働事業で作成した条例を伝える絵手紙を展示した。男女共同参画について考える機会を提供するとともに、各種講座の際は条例パンフレットを配布し、意識啓発に努めている。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
116				図書館における特設コーナーの設置	中央図書館において、男女共同参画に即した図書資料の展示コーナーを年に2回(第1回5/25~6/22、第2回10/26~12/28)実施。第2回には女性の権利を含む人権に関するパネル展示も実施。	A	十分に配慮した	中央図書館	
44		家庭で育む男女共同参画の意識啓発	117	「家族ふれあいの日」推進事業	19の各青少年地区委員会で実施。第3土、日曜日を「家族ふれあいの日」とし、この日を中心に各地域で家族参加型の行事を実施。参加者6,254名			生涯学習・学校地域連携課	
	118		イクメン講演会・イクメン講座(再掲)	22-54参照			子ども未来課		
	119		講座・情報誌等による意識啓発(再掲)	43-115参照	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課		
	120		家庭教育学級	小学生コース「大切な子どものために～今、保護者ができること」、中学生コース「自立した子どもに育てるために、親が身につけたい対話力」、父親コース「パパと動くおもちゃを作ろう!」、日曜コースを実施した。参加者 延べ385名	A	十分に配慮した	生涯学習・学校地域連携課		
地域における男女共同参画意識の形成	45	町会・自治会、青少年地区委員会、PTAなど地域団体への啓発	121	出前講座での地域団体勉強会への意識啓発	区内の団体を対象に、希望を受け、男女共同参画に関するテーマに基づいた講座を出前形式で実施。29年度は、4団体からの申請により開催。「デートDVについて」区立中学校2校、都立高校1校で実施。参加者515名 「男女共同参画を考える座談会」を町会で実施。参加者25名	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課	

▼目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
 ▽課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
政策・方針決定の場への参画促進	46	審議会等への女性の参画推進	122	各課に対する審議会への公募制採用の呼びかけ	各課調査の際、審議会等に一般公募委員を登用するよう要請している。公募委員のいる審議会比率 15.6%	A	十分に配慮した	経営改革・公共施設再配置推進担当課
			123	各課に対する審議会への女性委員登用の呼びかけ	審議会等に関する調査を各課にする際、アゼリアプランの課題や現在の参画状況を数値やグラフ等により具体的に示し審議会への女性委員の登用を呼びかけた。北区の審議会委員の女性比率 27.7%	C	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	47	町会・自治会、PTA等地域団体のリーダーへの女性の参画推進	124	出前講座・情報誌での地域団体への意識啓発	町会自治会等に、女性リーダーの参画を含め男女共同参画に関するテーマについて講師等を派遣する出前講座を紹介した。	C	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	48	男女双方の視点に配慮した計画の策定	125	地域防災計画（風水害編）改定における男女共同参画の推進	平成29年3月の修正内容を踏襲して、平成30年3月の地域防災計画で改定を行った。	A	十分に配慮した	防災課
管理・監督者への登用と職域の拡大	49	活躍する女性の情報提供	126	講座・情報等による意識啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」に北区で活躍している女性の特集を組んだ。北区スポーツ大使元競泳日本代表選手の上田春佳さん、イガラシデザインスタジオ代表の五十嵐久枝さん、レスリング選手須崎優衣さんを「北区のきらめく旬な人」として取り上げ、インタビュー記事を掲載した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	50	管理監督者層に占める女性職員の割合の拡大	127	昇任試験勉強会	未実施	D	—	職員課
	51	固定的性別役割分担にとられない職域拡大の啓発	128	講座・情報誌等による意識啓発	スペースゆう情報誌「ゆうレポート」に比較的男性が多い商業デザイン業界で活躍している女性 イガラシデザインスタジオ代表・インテリアデザイナー 五十嵐久枝さんを「北区のきらめく旬な人」として取り上げた。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			129	中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業（再掲）	41-110参照			

▼目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会
 ▽課題3 日常生活における男女共同参画の推進

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
男女がともに自立し生活するための支援	52	北区男女共同参画データ情報の提供	130	北区男女共同参画データ集の作成	男女共同参画に関する北区のデータを収集・更新した。北区ホームページに「北区の女性参画状況（議会・審議会・管理職）」を掲載した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	53	男女の生活自立の促進	131	男女の生活向上のための講座	①「人生100年を生き抜く シングルス準備講座」を開催。いきいきと楽しくシニアライフを生きる準備について学んだ。参加者37名 ②「子育てママの未来計画」を開催。なりたい自分をイメージし、次の一歩を踏み出すきっかけづくりを行った。参加者延べ44名 ③北区さんかく大学「親子関係の現在と未来」様々な視点から親子関係を見つめ直し、未来に向けてあり方を考えた。参加者延べ145名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			132	男女の生活向上のための講座	129期北区区民大学「北区と四季を親しむ」参加者46名 130期北区区民大学「童謡でつながる北区のきずな」参加者84名 131期北区区民大学「最先端の医療とこれからの研究」参加者39名	A	十分に配慮した	生涯学習・学校地域連携課
	54	地域活動への参加促進	133	地域活動への参加促進講座	「ねっとわーくまつり」（北区男女共同参画推進ネットワークとの共催）でパネルディスカッション「子どもの貧困・孤立を防ぐには」を開催し、子ども食堂の取り組みから地域で子ども支援について考える機会を提供した。参加者77名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	55	男性に対する男女共同参画の意識啓発	134	男性のための男女共同参画に関する講座	「男性のためのコミュニケーションカアップ講座（2回連続講座）」を実施。参加者延べ49名	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大	56	団体・グループ活動の支援と交流促進	135	活動コーナー・交流サロンの活用促進	登録団体からのお知らせや活動内容の案内を活動コーナーに掲示し、グループ活動の利用促進を図った。また、様々な機会スペースゆうパンフレットを配布し、利用を促した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			136	登録団体交流会	スペースゆうに登録している団体による交流会を開催。16団体45名参加。各団体の紹介、「人と人がつながり、活動を明日へ」をテーマに意見交換を行った。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	57	国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	137	国際交流事業行事の実施	10月開催の区民まつりに「国際ふれあい広場」として参加。参加団体数12団体			総務課
			138	講座・情報誌等による理解促進	スペースゆう内の情報コーナーに関連図書を配架した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課

計画を推進するためのしくみ
▽課題1 区の推進体制の充実

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課
職員の意識啓発	58	定期的な職員意識調査の実施	139	職員の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施	—	—	職員課
			140	職員の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（平成30年度に実施予定）	—	—	男女いきいき推進課
	59	職員研修の充実	141	職員の男女共同参画に関する意識啓発	職員研修『LGBTは「いない」のではなく「見えていない」だけ～誰もが悩めよう社会の実現を目指して～』を実施。参加職員41名	A	十分に配慮した	職員課 男女いきいき推進課
計画の進捗管理	60	計画の評価システムの効果的な運用	142	アゼリアプラン事業実績報告書の作成	各事業の事業実績や、事業評価、担当職員による配慮度チェック等をふまえて、計画の進捗評価を確認し、事業実績報告書を作成した。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
	61	定期的な区民意識調査の実施	143	区民の男女共同参画に関する意識意向調査	調査未実施（平成30年度に実施予定）	—	—	男女いきいき推進課
拠点施設の機能強化	62	幅広い区民参加の促進	144	スペースゆう各種講座	男女共同参画週間、北区さんかく大学（親子関係の現在と未来）、啓発セミナーほか、さまざまな講座を実施した。講座数26（延べ43回）、参加者延べ3,011名	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			145	区民ボランティアとの協働	スペースゆう主催講座の運営補助や一時保育などにおいて、有償ボランティアとの協働をはかった。	/	/	男女いきいき推進課
	63	情報発信機能の強化	146	スペースゆうの周知・活用促進	スペースゆうのリーフレットを出前講座等で中学生・高校生に配付し、若年層を取り組む工夫を行った。また、講座・講演会等でも配付し、スペースゆうの認知度の向上を図った。	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			147	スペースゆう情報コーナーの充実	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸し出しを行う。所蔵数計3,790点、貸出人数延べ350名・貸出資料合計515点	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
			148	情報誌・ホームページの充実	スペースゆう主催講座や各種相談等の案内は、ホームページによる分かりやすい情報発信に努め、北区公式ツイッター・フェイスブック・東京ウイメンズプラザツイッターを活用した。スペースゆう情報誌「ゆうレポート」を年3回発行（各5,500部）	/	/	男女いきいき推進課
	64	区民ニーズの把握	149	講座受講者へのアンケート実施	スペースゆうで実施する講座については、すべて受講者へのアンケートを実施した。アンケート結果については、内容を精査・確認し、今後の講座等の企画に活用している。講座の満足度全体平均91.6%	B	十分に配慮した	男女いきいき推進課
150			登録団体交流会（再掲）	56-136参照	/	/	男女いきいき推進課	

計画を推進するためのしくみ

▽課題2 区民、関係機関等との連携

施策の方向	取組No.	取組	事業No.	事業名	平成29年度	評価	男女共同参画配慮度	所管課	
区民、関係機関等との連携	65	区民等との協働事業の推進	151	地域スタッフ・登録団体等との協働事業	男女共同参画週間事業等に多くの区民の参画・協力を得ることを目的に地域スタッフ会議を運営し、地域スタッフとの協働を図っている。 地域スタッフ7名（男性3名、女性4名）	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
			152	登録団体交流会（再掲）	56－136参照				男女いきいき推進課
			153	パートナーシップ事業	男女共同参画社会を推進するために、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対して、会場提供及び広報協力などを行う、区民との協働事業を実施している。平成29年度は4事業実施した。参加者計140名				男女いきいき推進課
	66	情報発信のための協力店舗の確保	154	情報提供のための協力店舗の確保	北区薬剤師会と協力し、薬局店舗（約140か所）にスペースゆう情報誌「ゆうレポート」を配布した。	A	十分に配慮した	産業振興課 男女いきいき推進課	
	67	地域の企業や産業団体などとの共同事業の推進	155	企業向け講座、セミナー等の実施	女性の活躍推進心援助講演会、起業家支援・再就職準備・職場復帰準備セミナー、中小企業向け女性活躍推進セミナー、ワーク・ライフ・バランス実践セミナーを産業団体と共催で実施した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	
	68	大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	156	大学・関係機関等との効果的な連携	東京家政大学との連携協定の一環として、「北区さんかく大学」実施コーディネート業務やスペースゆう業務への総合的なアドバイスを受けている。その他、講座「子育てママの未来計画（2回連続講座）」を実施。参加者計44名 北区男女共同参画推進ネットワークとの共催で、「ねっとわーくまつり」を開催した。	A	十分に配慮した	男女いきいき推進課	

4. 男女共同参画配慮度チェック

アゼリアプランに定める取組の中から、男女共同参画の浸透状況をはかるのに適した事業について、チェックリストを使用して、それぞれに計画・立案、実施、結果の各段階で男女共同参画の配慮について、9項目の内容で調査しました。

各所管課が男女共同参画配慮度調査票に基づきチェックを行った結果は次のとおりです。

(1) 項目別該当数

103配慮度チェックシート中、4の配慮度非該当（未実施事業等）を除いた、99の配慮度チェックシートについての集計です。

項目	項目内容	できた	できなかった	非該当
1	事業の企画・立案にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。	95	0	4
2	男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。	92	0	7
3	女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。	85	0	14
4	パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。	94	0	5
5	区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。	95	0	4
6	性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。	35	0	64
7	事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。	80	0	19
8	事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。	48	0	51
9	事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。	99	0	0

(2) 総合的な男女共同参画配慮度状況

配慮した項目の割合 配慮した数÷(9-非該当)	男女共同参画配慮度への評価	チェックシート数
2/3超	十分に配慮した	99
1/3超2/3以下	ある程度の配慮をした	0
1/3以下	配慮が不十分だった	0
非該当(※)	—	4
計		103

※非該当……未実施事業、配慮度チェックに適さないと思われるもの

●男女共同参画に配慮した具体的内容

- | |
|--|
| 1 事業の企画・立案・実施にあたり、女性・男性双方（区民又は職員）の意見を聞き、女性と男性の視点が事業に盛り込まれるようにした。 |
|--|

【目標1】

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・女性、男性職員で構成される課内PTで事業の企画立案を行っている。

(No.26/児童虐待防止啓発事業（ペアレントトレーニング）/子ども家庭支援センター)

- ・親と子どもの関係性を改善する事業のため、母親だけではなく、父親にも参加できるよう広く周知した。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査に関して、感染の早期発見が必要なことから、匿名で受検でき、性別を問わない体制とした。

【目標2】

(No.54/イクメン事業（イクメン講演会・イクメン講座）/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・受講者アンケートの結果に基づき、開催時期や時間を設定した。

(No.65/放課後子ども総合プランの推進/子ども未来課)

- ・各種行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、全ての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

(No.95/起業家支援等事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの終了時にアンケート調査を実施し、希望するセミナーの内容・形式等について次回のセミナーに反映できるよう努めた。

【目標3】

(No.108/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・くおんの編集及び発行は、北区教育委員会広報編集委員会を設置し行っている。女性・男性双方の意見を聞くことができるように、女性と男性のバランスを考慮して、編集委員会の委員の選出を行った。

(No.113/スクールカウンセラー活用事業/教育支援担当課)

- ・いじめや不登校等、児童・生徒の心の問題に起因する相談については、特に学校と協力していく中で、家庭でも父親と母親が協力し合い、連携を図りながら問題解決に向けて取り組んでいくことを確認し、相談に努めた。

(No.116/図書館における特設コーナーの設置/中央図書館)

- ・展示資料の選定にあたり、男女双方の視点で選択している。

(No.125/地域防災計画（風水害編）改定における男女共同参画の推進/防災課)

- ・地域防災計画は女性、男性それぞれの視点を踏まえた計画とした。

(No.131/男女の生活向上のための講座/男女いきいき推進課)

- ・女性、男性ともに自分らしい生き方を考えるための事業を企画する段階から、男女双方の視点を取り入れ、「人生100年を生き抜くための講座」を開催した。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.144/スペースゆう各種講座/男女いきいき推進課)

- ・講座終了後のアンケート結果を参考にし、講座内容の企画に反映させた。

(No.147/スペースゆう情報コーナーの充実/男女いきいき推進課)

- ・男女共同参画の視点から、女性・男性職員がともに、図書を選定を行っている。

2 男の役割・女の役割という固定的な性別役割分担意識にとらわれない内容にした。

【目標1】

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・区民向け講演会では、男女を問わず介護にあたる区民をターゲットにしたテーマを設定した。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査や性感染症の相談に関して、固定観念にとらわれず、性の多様性に理解を示しつつ相談に応じている。

【目標2】

(No.53/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

- ・自分に合った子育ての仕方学ぶためのプログラムで、参加者がお互いの価値観を尊重し合うことを重視して進めている。

(No.55/イクじい・イクばあ講座/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・多世代が育児に関わる環境づくりを推進し子育ての輪を広げていくため、祖父母世代向けに講座を実施しているものである。古い固定観念にとらわれず、男女が協力し合って子育てを行うことを視点にしたプログラムを取り入れている。

(No.74/母子・父子家庭自立支援プログラム/生活福祉課)

- ・申込者の希望や適性に基づいた就労支援を行っている。性別役割分担にこだわらず、求職の職種範囲を広げるよう助言している。

(No.82/教育相談事業/教育支援担当課)

- ・父母が協力し合って子育てにつなげられるよう、父親と母親それぞれの役割という視点ではなく、同じ立場で子育てを行っていく内容を取り入れて説明をした。

【目標3】

(No.108/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・掲載する記事を選定する際は、性別を限定した記事にならないように常に意識して選定を行った。

(No.113/スクールカウンセラー活用事業/教育支援担当課)

- ・保護者から相談を受けた場合、父親と母親どちらであっても同様に対応した。また、児童・生徒からの相談またはカウンセリングを行う際は、性別にとらわれる発言(「~らしく」「~だから」)などをしないように配慮した。

(No.120/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・主に父親を対象とし、親子参加の講座を開催し、父親の子育ての参加や親子のふれあい、より良い親子関係の形成への機会とした。

(No.132/男女の生活向上のための講座/生涯学習・学校地域連携課)

- ・固定的な性別役割分担意識などにとらわれることなく、変化する社会に対応しながら自分らしく生きていくための学びの場とした。

3 女性・男性双方が参加または利用しやすくなるよう工夫した。

【目標1】

(No.7/こころと生き方・DV相談/男女いきいき推進課)

- ・主に女性からの相談を対象としているが、男性にも土曜日及び夜間に電話による相談枠を設定して、相談しやすい環境を整えている。

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・女性、男性が参加しやすいように、区民向け講演会を平日午後を実施した。

(No.29/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・小・中学校の全校に申込書を送付し、男女ともに希望者が参加できるようにし、教職員の勤務時間内で日時を設定した。

(No.37/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定保健指導は、平日の昼間のみならず、土日祝日や夜間の枠を設けて、利便性に配慮した。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・北区ホームページや北区ニュース等を通じて検査日程をお知らせし、予約は必要としない体制を整えた。

【目標2】

(No.53/親育ちサポート事業(NP講座)/子ども未来課)

- ・パパ向け親育ちサポート事業及びワーキングマザー向け親育ちサポート事業は、土曜日開催とした。また、全てのプログラムで託児を実施した。

(No.54/イクメン事業(イクメン講演会・イクメン講座)/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・開催日時を日曜日の午前中にするこゝで男性参加を促した。

(No.55/イクじい、イクばあ講座/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・講座の開催日を平日夜間に設定することで、就業率の高い若い世代の祖父母世代が参加しやすいよう配慮した。

(No.80/子育て相談事業/子ども未来課)

- ・児童館に来館して相談する以外に、電話相談も行っている。

(No.82/教育相談事業/教育支援担当課)

- ・相談の際、できる限りご両親で来所できるような時間設定に努め、難しい場合には、相談内容を記した資料等を提供し、家庭での共通理解となるよう工夫した。

(No.93/就職支援講座/産業振興課)

- ・セミナー、講習会等を実施する際は、託児スペースを設けるようにし、参加者の利便を図った。

(No.95/起業家支援等事業/産業振興課)

- ・起業家支援セミナーの開催にあたり、勤労者、主婦、子育て中の方を問わず、参加しやすい開催日、時間になるよう配慮した。

【目標3】

(No.101/人権教育研修/保育課)

- ・研修は男女の区別なく参加できる事業としている。

(No.103/人権教育研修/教育指導課)

- ・男女ともに参加しやすいように、年間スケジュールの中に盛り込み、計画的に実施している。

(No.105/固定的役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・保育園のイベントは男女の区別なく参加できる内容としている。

(No.112/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育支援担当課)

- ・就労している保護者からの相談に対応するため、平日の時間帯を保護者の帰宅に合わせ対応するなど、特に父親も参加できるように配慮した。

(No.120/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・平日仕事などで参加しにくい父親・母親が参加できるよう日曜日にもコースを設定した。

(No.132/男女の生活向上のための講座/生涯学習・学校地域連携課)

- ・性別を問わず取り組めるテーマや条件設定(曜日・時間帯等)について配慮した。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.147/スペースゆう情報コーナーの充実/男女いきいき推進課)

- ・情報コーナーでは、女性・男性双方が利用しやすいよう、男女共同参画の視点に基づいたさまざまなテーマの図書や雑誌を揃えている。

4 パンフレット・チラシや申請書の文章、イラストについて、性別にとらわれない表現とするよう配慮した。

【目標1】

(No.6/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

- ・法や制度により対象者が限定されている場合は、その旨を明記し、父子家庭の父も利用できる事業・制度等については「ひとり親(母子・父子)」と表記している。

(No.10/母子緊急一時保護事業/生活福祉課)

- ・申請書は性別にとらわれない内容になっている。

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・リーフレットのイラストには男性も女性も登場しており、わかりやすいよう、ふりがな入りで作成した。

【目標2】

(No.80/子育て相談事業/子ども未来課)

- ・家族で子どもを育てているイラストをパンフレットに使用した。

(No.82/教育相談事業/教育支援担当課)

- ・性別や様々な家族形態に配慮した。

(No.83/待機児童解消のための各保育サービスの充実/保育課)

保育園の入園案内や保護者説明会(保育園の指定管理への移行や耐震工事)の資料など、性別にとらわれるような表現はなく、イラストなどは、男女双方を描いている。

【目標3】

(No.105/固定的役割分担にとらわれない保育活動/保育課)

- ・保育園で作成するチラシは、性別にとらわれるような表現は無いよう十分配慮している。

(No.107/北区男女共同参画条例・アゼリアプラン・スペースゆうの周知/男女いきいき推進課)

- ・男女共同参画に関する子ども向けパンフレットを作成しているが、イラストを掲載する際は、固定的な役割分担意識にとらわれないように配慮した。

(No.108/北区教育広報誌「くおん」の発行/教育政策課)

- ・児童等のイラストを掲載する際は、男女両方のイラストを使用し、身長差等の体格的な違いがないように配慮した。

(No.113/スクールカウンセラー活用事業/教育支援担当課)

- ・おしらせ(「カウンセラーだより」)を配付するにあたっては、性差や不適切な表現等がないように各学校の管理職によりチェックを受けた。

5 区民や職員に対し、性別役割分担を前提にした対応を行わないように、女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにした。

【目標1】

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・窓口や電話での相談やケース対応では、すべての事例において、女性・男性いずれに対しても平等に対応している。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査や相談では、男女の区別なく、一個人に対する対応・接遇を実施した。

【目標2】

(No.55/イクじい・イクばあ講座/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・講座名を「イクじい・イクばあ講座」とすることで、子育ての応援を担うことができるのは女性だけではないことを明確にしている。

(No.80/子育て相談事業/子ども未来課)

- ・児童館職員に対して、専門相談員による研修を行い、相談者への対応の仕方をレクチャーした。

【目標3】

(No.104/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・子ども、保護者と明記し、性別を感じさせない表現とした。

(No.112/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育支援担当課)

- ・相談のあった児童、生徒とその家庭に対し、性差で判断することなく、平等に相談に応じた。

(No.120/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・講座の受講者募集から開催まで、性別を問わず呼びかけ受け入れをした。

【計画を推進するためのしくみ】

(No.147/スペースゆう情報コーナーの充実/男女いきいき推進課)

- ・情報コーナーでは、男女共同参画の視点から必要と思われるさまざまな図書や資料を収集・提供し、窓口において女性・男性いずれに対しても同様の態度で対応するようにしている。

6 性に起因する問題や安全・健康面等に配慮する必要がある場合、事業を実施する者の性別に配慮した。

【目標1】

(No.6/母子・父子、婦人相談/生活福祉課)

女性相談・母子相談は、性に起因する問題や相談者の心情に配慮する必要があるため、専門の婦人相談員・母子・父子自立支援員(女性)が対応している。

(No.7/こころと生き方・DV相談/男女いきいき推進課)

- ・DV被害者の女性の心情や状況に配慮して、面談相談についてはすべて女性相談員が対応している。また、男性相談については、男性相談員による電話相談を行っている。

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・性的虐待案件に関しては、被虐待者と同性の職員を担当につけて対応した。

(No.19/児童虐待防止対策の推進/子ども家庭支援センター)

- ・妊娠出産、育児の時の授乳等の相談には、女性職員が対応した。

(No.50/エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実/保健予防課)

- ・エイズ検査の問診時、受検者の要望に応じて、女性・男性どちらでも対応ができるよう職員体制に配慮した。また、相談についても同様とした。

【目標2】

(No.54/イクメン事業(イクメン講演会・イクメン講座)/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・男性児童館職員が従事することで、参加者の男性が話しやすい環境を整えた。

(No.64/養育支援家庭のための産前・産後育児支援サポート講座/子ども家庭支援センター)

- ・事業開催の部屋を通常の利用者とは別にして、安心して講座に参加してもらえるよう配慮した。

(No.82/教育相談事業/教育支援担当課)

- ・女子児童・生徒に関する健康上・身体上の相談の際は、女性相談員が対応するように配慮した。

(No.93/就職支援講座/産業振興課)

- ・女性参加者の健康相談等を受ける際、女性相談員が対応できるように体制を整えた。

【目標3】

(No.104/いじめ対応研修/教育指導課)

- ・性同一性障害から起因するいじめもあり、当該学校に想定される児童、生徒がいると常に考え、教育活動を行うように周知した。

(No.112/スクールソーシャルワーカー活用事業/教育支援担当課)

- ・児童、生徒のいじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題等の実態を把握し、児童・生徒を取り巻く家庭環境や教育環境等の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーを配置し対応しているが、保護者や対象となる児童・生徒のそれぞれの性差の視点と性別にとらわれない視点の双方を持ちながら配慮し、相談業務を進めた。

(No.113/スクールカウンセラー活用事業/教育支援担当課)

- ・相談者と性別の異なるカウンセラーの場合、女性の養護教諭等、学校内で協力体制がとれるように整えた。

(No.120/家庭教育学級/生涯学習・学校地域連携課)

- ・保育付きの講座の際、授乳中の受講生がいる部屋には、男性職員は出入りしないように配慮した。

(No.125/地域防災計画(風水害編)改定における男女共同参画の推進/防災課)

- ・災害時、避難所生活等における女性の悩み相談に対応するため、女性による相談態勢を構築している。

7 事業の対象となる女性・男性双方にサービスが及んだ。

【目標1】

(No.7/こころと生き方・DV相談/男女いきいき推進課)

- ・主に女性からの相談が中心となっているが、男性からの相談も電話対応で相談を受けている。

(No.50/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・ボランティアへの参加対象者についても、男女問わず、学生を対象とした。

【目標2】

(No.53/親育ちサポート事業 (NP 講座) /子ども未来課)

- ・パパ向け、ママ向けの講座をそれぞれ実施した。

(No.82/教育相談事業/教育支援担当課)

- ・母子家庭や父子家庭以外での家庭においては、父親と母親の双方からの相談に応じた。

(No.90/介護のための離職防止・職場復帰等のための支援・情報提供/男女いきいき推進課)

- ・男性、女性ともに仕事と介護を両立できるための講座を実施した。

(No.95/起業家支援等事業/産業振興課)

- ・男女ともに参加できる起業家支援セミナーを開催した。

【目標3】

(No.103/人権教育研修/教育指導課)

- ・研修参加者の性別に偏りが出ないようにしている。

(No.125/地域防災計画 (風水害編) 改定における男女共同参画の推進/防災課)

- ・備蓄物資の推進は、女性、男性、すべての年齢層等を視点にした物資計画とした。

8 事業を評価するために必要な男女別の実績データが存在する。

【目標1】

(No.18/障害者虐待防止対策の推進/障害福祉課)

- ・相談受付台帳に性別欄を設け、集計可能としている。

(No.19/児童虐待防止対策の推進/子ども家庭支援センター)

- ・来館者の性別、講演会参加者の男女別を集計している。

(No.29/情報教育担当者連絡会の開催/教育指導課)

- ・情報担当者の名簿を男女別で作成した。

(No.30/人権に関する普及啓発事業/総務課)

- ・人権講演会の参加者アンケートで男女別を集計している。

(No.37/特定健康診査・特定保健指導/国保年金課)

- ・特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、年齢、性別等の区分集計をし、評価を行っている。

(No.50/エイズ・性感染症の予防啓発及び相談・検査体制の実施/保健予防課)

- ・エイズ受検者については、匿名実施のため、本人申告により男女別人数を把握した。

【目標2】

(No.55/イクじい・イクばあ講座/子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・参加者アンケートは、男女別のクロス集計も行っている。

9 事業を実施する者が、事業進行中男女共同参画を配慮・推進していた。

【目標1】

(No.19/児童虐待防止対策の推進/子ども家庭支援センター)

- ・講演会や育児相談で、父母の立場で双方から意見をきいた。

(No.37／特定健康診査・特定保健指導／国保年金課)

- ・利用者からの要望があれば、その内容について検討し、可能な限り配慮しているが、今後も委託機関との協議を重ね、性別に配慮した上で事業を実施していく。

(No.50／エイズ・性感染症の予防の啓発及び相談・検査体制の充実／保健予防課)

- ・エイズ検査及び相談事業、啓発事業に関して、性感染症の病態から、男女それぞれの感染経路の違いを理解しつつ、性の多様性にも配慮しながら実施した。

【目標2】

(No.55／イクじい・イクばあ講座／子ども未来課・男女いきいき推進課)

- ・講座での発表の際に、参加の少ない男性にも発表してもらう機会を設けた。

(No.66／留守家庭児童対策事業（学童クラブの充実）／子ども未来課)

- ・各種行事等を企画する際は、男児・女児を問わず、全ての児童が参加しやすい事業とするよう心掛けた。

(No.82／教育相談事業／教育支援担当課)

- ・子育てを含め、教育に関する相談として、父親と母親の双方が積極的に子育てに参加し、教育に関する相談も共に考えていくように働きかけ、相談を進めていった。

(No.95／起業家支援等事業／産業振興課)

- ・男女分け隔てなく発言の機会が持てるように実施した。

【目標3】

(No.105／固定的役割分担にとらわれない保育活動／保育課)

- ・保育園は、子どもを家庭で保育できない場合に、保護者にかわって保育を行う施設であるため、男性女性にかかわらず、子育て世帯に有益となるサービスを推進している。

(No.112／スクールソーシャルワーカー活用事業／教育支援担当課)

- ・すべての児童、生徒とその家庭に関する相談であることを前提に、性差による違いがないように平等の視点から相談にに応じていくように配慮した。

(No.116／図書館における特設コーナーの設置／中央図書館)

- ・イベント、事業の開催に際し、男女ともに参加できるよう配慮している。

(No.120／家庭教育学級／生涯学習・学校地域連携課)

- ・ワークショップ形式の講座中も、男性・女性問わず同一の体験学習を行い、受講者同士が経験を共有できるよう配慮した。

第 3 章

平成29年度

北区男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

平成29年度男女共同参画推進に関する苦情の申出状況

区では、北区男女共同参画条例（平成18年6月制定）に基づき、平成19年1月より、男女共同参画推進に関する苦情の申出を受け付けています。

平成29年度の苦情等の申出は、0件でした。

参 考 資 料

- 平成29年度
北区男女共同参画審議会による進捗評価
- 平成30年度における重点取組
- 東京都北区男女共同参画条例

平成 29 年度北区男女共同参画審議会による進捗評価

目標 1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題 1 配偶者暴力の防止と被害者支援」について、若年層に対する意識啓発や相談業務における関係機関との連携を強化するなど、おおむね進捗している。
- ・「課題 2 男女の人権侵害防止への取組」について、虐待防止に関わる関係機関の連携を強化し、虐待防止への取組を推進するとともに、人権にかかわる意識啓発につとめており、おおむね進捗している。
- ・「課題 3 生涯を通じた心と体の健康支援」について、各種健診や相談業務、啓発事業により妊娠・出産期にかかわる支援、健康づくりへの支援、相互の性を尊重した健康づくりの推進を図り、おおむね進捗している。

目標 2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向けおおむね進捗している。

- ・「課題 1 仕事と家庭生活の両立」について、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援としてアドバイザーの派遣件数、認定企業数が増加するなど、おおむね進捗している。
- ・「課題 2 子育てや介護を安心して行うための環境整備」については、多様な保育サービスの取組みが進むなど子育て支援の充実を図り、また、介護離職防止に向けた啓発を行うなど、おおむね進捗している。
- ・「課題 3 働く場における男女共同参画の推進」については、女性の活躍推進に向けた就労支援やキャリアアップ支援のための多様な講座が実施され、ほとんどの講座で定員を満了する応募があり、おおむね進捗している。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。

<総合評価>

●目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

- ・「課題1 育ちの場における男女共同参画意識の形成」については、教職員等への人権研修の充実が図られ、また児童向け男女共同参画条例パンフレットによる意識啓発を行うとともに、地域団体町会自治会への意識啓発講座を行うなど、おおむね進捗している。
- ・「課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」については、活躍する女性に対する情報提供による意識啓発に重点的に取り組んでいるが、審議会等における女性の登用が進んでおらず、より一層の取り組みが必要である。
- ・「課題3 日常生活における男女共同参画の推進」は、男女がともに自立し生活するための支援として「人生100年時代」に向けた意識啓発が行われるなど、おおむね進捗している。

計画を推進するためのしくみ

男女共同参画社会を実現するために、区の推進体制の充実を図るとともに、区民や関係機関と緊密な連携をし、総合的かつ効果的に施策を展開します。

<総合評価>

●目標に向け進捗しているが、さらなる取り組みが求められる。

- ・「課題1 区の推進体制の充実」については、職員の意識啓発や計画の進捗管理など、着実に取り組んでいるものの、スペースゆうを男女共同参画を推進する拠点施設としてのさらなる機能強化を図るため、より一層の取り組みが必要である。
- ・「課題2 区民、関係機関等との連携」については、地域のボランティアや団体と協働で事業を実施するなど、おおむね進捗している。

平成30年度における重点取組

目標1 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

課題	取り組み	内容
1 配偶者暴力の防止と被害者支援	若年層に対する暴力防止等に関する意識啓発	子どもたちが新たな加害者・被害者にならないように、小学生・中学生及び高校生等の若年層を対象に「デートDV(交際相手間の暴力)」並びにJKビジネス・アダルトビデオ出演強要等被害防止に関する啓発を講座やパンフレット等で行います。また、学校教育においても同様に啓発に努めます。
2 男女の人権侵害防止への取組	多様性を尊重した人権意識の啓発	人種、信条、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的身分等により、人権侵害がおこらないように、あらゆる人々の人権についての理解促進を図ることにより意識啓発を行います。
3 生涯を通じた心と体の健康支援	情報提供と男性の理解促進	妊産婦に対し、出産前後の不安解消のために、保健医療に関する情報を提供するとともに、父親となる男性を対象に、講座や冊子等により男性の育児に関する取組を支援します。

目標2 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

課題	取り組み	内容
1 仕事と家庭生活の両立	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業等への支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内中小企業等を顕彰し、企業等の取組事例等を広くPRを行うとともに、融資斡旋や推進費用の補助、契約制度の優遇措置等の支援を行います。また、アドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等をサポートします。
2 子育てや介護を安心して行うための環境整備	子どもの貧困対策	子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長・自立できるよう、「子どもの育ち、学びを支える」、「ライフステージに応じた相談・支援」、「地域全体で見守り、ささえる」の3つの柱に基づき、子どもの状況に寄り添った学習支援や居場所づくり、また貧困に対する理解促進など、種々の子どもの貧困に関する対策に取り組みます。
3 働く場における男女共同参画の推進	女性活躍の推進	女性一人ひとりがライフステージに合わせ、自らの能力を十分に発揮し、社会でさらに活躍するために、キャリアアップや活躍の場の1つとしての起業、また再就職準備、育児・介護等による休業者の離職防止を含め職場復帰等についての知識・情報等を提供します。

目標3 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

課題	取り組み	内容
1 育ちの場における男女共同参画意識の形成	家庭で育む男女共同参画の意識啓発	「家庭教育学級」や「家族ふれあいの日」の行事を通して、子どもと向き合い、心を育む大切さなどの家庭教育の推進とともに男女共同啓発パンフレット及び情報誌の配布、また講座等により家庭での男女共同参画についての意識啓発を図ります。
2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に配慮した計画の策定と推進	区では、基本計画をはじめとして行政目標達成のため、各所属においても行動計画を策定しています。それら計画策定の過程において、男女の双方の意見や視点が等しく反映されるように努めます。また、とりわけ、災害・復興時に関する計画の策定や施策の実施に関しては、女性の視点や人権に十分に配慮します。
3 日常生活における男女共同参画の推進	国籍・文化等の異なる多様な区民の理解、交流促進	多文化共生社会の実現に向けて、急増する区内在住の外国人を対象に交流事業を実施するほか、講座、情報誌等により、多文化等への理解促進を図り、ネットワークの拡充を促します。

計画を推進するためのしくみ

課題	取り組み	内容
1 区の推進体制の充実	職員研修の充実	区職員が日常業務の中で、男女共同参画意識を持って、業務を遂行することが重要であるため、職員研修の充実を図ります。
2 区民・関係機関等との連携	大学、関係機関、地域団体、NPOなどとの課題解決	大学や各分野における関係機関や地域団体等との連携を強化し、男女共同参画に関する地域課題の解決に取り組みます。

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組みだけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組みを積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うべき社会をいう。

- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

（あらゆる情報の公表への配慮）

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

（区の責務）

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

（区民の責務）

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

（基本的施策）

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的と

した、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

- 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
- 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
- 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策
- 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

（行動計画）

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（年次報告）

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（拠点施設）

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
- 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
- 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
- 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するもののうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることができる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。

北区男女共同参画行動計画 第5次アゼリアプラン
事業実績報告書【平成29年度】

★発行 平成30年12月
北区教育委員会事務局
子ども未来部男女いきいき推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
03-3913-0161（ダイヤルイン）

刊行物登録番号
30-1-072



東京都北区
パープルリボンシンボルマーク